

土 木 環 境 委 員 会 記 録

<第 2 号>

平成30年第 7 回沖縄県議会（10月定例会）

平成30年10月23日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 環 境 委 員 会 記 録＜第 2 号＞

開会の日時

年月日 平成30年10月23日 火曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 3 時39分

場 所

第 3 委員会室

議 題

- 1 乙第 4 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 2 乙第 5 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 3 乙第 6 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 4 乙第 7 号議案 財産の取得について
- 5 乙第 8 号議案 財産の取得について
- 6 乙第 9 号議案 訴えの提起について
- 7 乙第11号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 8 請願平成29年第 5 号、第 1 号、陳情平成28年第76号、同第106号、同第169号、
陳情平成29年第 9 号、同第11号、同第21号、同第38号、同第46号の 4、同第
56号、同第61号、同第69号、同第78号、同第80号、同第83号、同第91号の 3、
同第92号の 3、同第94号の 4、同第95号、同第98号、同第102号、同第108号、
同第113号、同第122号、同第124号、同第132号、同第145号、同第149号から
同第151号まで、陳情第 6 号、第17号、第21号の 2、第23号、第25号、第30号、
第31号、第42号、第44号の 4、第64号、第65号、第69号、第79号、第80号、
第83号及び第92号
- 9 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について
- 10 調査日程について

11 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	新垣清涼君
副委員長	照屋大河君
委員	座波一君
委員	具志堅透君
委員	座喜味一幸君
委員	仲村未央さん
委員	崎山嗣幸君
委員	上原正次君
委員	赤嶺昇君
委員	玉城武光君
委員	糸洲朝則君
委員	山内末子さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環境部	長	大浜浩志君
環境政策課	長	石垣永浩君
環境政策課副参事		桑江隆君
環境整備課	長	松田了君
自然保護課	長	金城賢君
子ども生活福祉部		
平和援護・男女参画課	部長	知念美奈子さん

土	木	建	築	部	長	上	原	国	定	君
土	木	総	務	課	長	金	城		学	君
道	路	街	路	課	長	玉	城	佳	卓	君
道	路	管	理	課	長	多	和	田	真	忠
海	岸		防	災	課	永	山		正	君
港		湾		課	長	與	那	霸		聰
空		港		課	長	金	城	利	幸	君
参事兼都市計画・モノレール課長						照	屋	寛	志	君
住		宅		課	長	島	袋	登	仁	雄
企		業		局	長	金	城		武	君
配	水	管	理	課	長	石	新		実	君
建	設	計	画	課	長	上	地	安	春	君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第4号議案から乙第9号議案まで及び乙第11号議案の7件、請願平成29年第5号外1件、陳情平成28年第76号外44件、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について、調査日程について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長、子ども生活福祉部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第4号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 お手元の配付資料1、議案説明資料土木環境委員会により、御説明いたします。

1ページをごらんください。

乙第4号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成29年第5回沖縄県議会乙第6号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

宜野湾北中城線トンネル本体工事（その２）の契約金額13億5572万7240円を4924万2600円増額し、14億496万9840円に変更するものであります。

変更内容は、喜舎場側トンネル抗口部におけるのり面安定対策工の実施数量の確定に伴い増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○玉城佳卓道路街路課長 お手元に配付しております資料２の１の工事請負契約についての議決内容の一部変更について、宜野湾北中城線トンネル本体工事（その２）について御説明いたします。

今回の変更は、喜舎場側トンネル坑口部におけるのり面安定対策工などの実施数量の確定に伴い増額するものであります。

１ページ目をごらんください。

本工事は、宜野湾北中城線における片側上り車線延長263メートルのトンネル本体工事であります。上段の図は、宜野湾北中城線トンネルの計画平面図です。中段には側面から見た縦断図、下段左側には全体事業概要、右側にはトンネル坑口終点側の断面図と工程表を表示しております。上段の計画平面図において、本工事対象箇所を赤色で着色しております。灰色で着色しております宜野湾北中城線トンネル本体工事（その１）は、今年の７月に完了しております。

設計変更の概要については、次ページにて説明いたします。

２ページ目をごらんください。

主な内容としましては、平成29年９月議会において可決していただいた喜舎場側トンネル抗口部ののり面安定対策工の実施数量の確定などに伴い増額するものであります。資料の中段の図はのり面安定対策工の実施箇所となっており、資料の下段の図は今回の実施数量増のイメージ図を示しております。下段右側の施工後イメージ図は、地盤の強さを確認しながらのり面安定対策工を実施した結果、深さ方向の数量が増になったことをあらわしております。

３ページ目をごらんください。

提出議案の概要となっております。

今回の設計の一部変更に伴う請負代金の増額は、4924万2600円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第４号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の2ページをごらんください。

乙第5号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成30年第3回沖縄県議会乙第52号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。浦添西原線1号橋整備工事(本線橋下り線上部工H28)の契約金額9億43万2720円を8507万5920円増額し、9億8550万8640円に変更するものであります。当該工事は、県道浦添西原線バイパス事業における浦添西原線1号橋の下り線上部工を施工する工事であります。変更内容は、地組作業の変更等により増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の2で御説明いたします。

1ページをごらんください。

上段の左側は浦添西原線1号橋の完成予想図で工事区間の延長が181メートルとなっております。図の左側が西原町方面、右側が浦添前田駅方面です。右側の図は計画縦断図と計画平面図を示しております。完成予想図と計画図は向きが逆になっておりますことを御了承ください。下段左側は浦添西原線バイパス整備の事業概要、下段右側は断面図を示しております。また、縦断図、平面図において、対象の工事箇所を赤色で示しております。本線の西原町向けの下り車線が対象であります。

2 ページをごらんください。

変更内容について御説明いたします。

今回の変更の主な内容は、隣接するモノレールインフラ部工事等、他の工事との関係で施工場所が制限されたため上部工架設の地組作業の一部が変更となったことなどに伴う変更増となっております。具体的には、当初黄色で着色した箇所の一部の地組作業を行う予定であったものを青色で着色した箇所へ変更地組箇所と表示しておりますが、それに変更したものであります。桁の縦移動が必要となっております。

3 ページをごらんください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は、8507万5920円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 黄色のところで作る予定が工事の何らかの影響で移動しないといけないという認識でいいですか。それによって8000万円かかることについてもう少し詳しい説明をお願いします。移動するだけで8000万円も増額になるというのはどういうことですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 おっしゃるとおり、黄色のところでは地組作業の一部を作る予定でしたが、ここに示しているとおり他工区への通路が制限されてしまいますので、矢印で示した青色のところでは地組作業を行いまして、縦の移動が生じたということが主な変更の内容でございます。

もう一つ、床板を施工する作業がありまして、その作業のクレーンの設置場所も隣のオンランプという本線に上がる側道のようなものですが、その桁との関係で25トン程度のクレーンを想定していましたが100トンのクレーンにかえないと作業ができないということで、クレーンの変更が生じています。今回、クレーン等の変更があったこと、架設作業の日数等が変わり、架設物の日数の

増も生じまして、そういう変更も含めて、今回、増額が8500万円程度となっております。

○具志堅透委員 大体、移動の部分の金額、あるいはクレーンが大型化したという部分の代金。黄色の部分—当初は、予測がつかなかったのか。今、本体の工事が予定よりも進んだので邪魔になったということですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 この現場は、モノレール本体の桁架設やてだこ浦西駅の作業、隣には分岐器もございます。加えて、正面には、パーク・アンド・ライド駐車場の施工場所もあります。今回は本体の本線の下り車線、西原向けの車線ですが、その隣には本線の上り車線、手前側には先ほど申し上げました交差点から上がっていくオンランプがございます。その反対側にはオフランプがありまして、非常に現場が狭い上に錯綜していると。多くの工事が同時並行的に動いているということがありまして、架設の考え方は、なかなか当初考えたとおりにいかないこともあり、こういう変更が生じております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 設計上、この架設そのものは指定架設にしてあるのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 どこに置いて、どれぐらいのクレーンを使ってかけるかというクレーン作業については、担当者の設計で決めていますので、これは架設といいますか、作業内容は指定されています。

○座喜味一幸委員 施工計画書の提出の時点で業者との打ち合わせといいますか、プロポーザルの中で架設計画というのは既にでき上がっていて、その指定架設に基づいて皆さん方は積算をしているわけです。いろいろな条件の変更というのはあってもいいですが、指定架設でできたものの場所変更をするということは、施工業者が工程の中で一番ベストな作業で効率がいいこと、そして、その中で使うべき機種等々を選んで決めていく。そういう納得をして工事を始めるわけですが、その途中でこういう大幅な金額の変更というのは一今の金額というのは、場所移動に伴う架設の変更だけですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 場所の移動に加えて、先ほど申し上げた床板の施工のときに必要なクレーンが大型に変更になったこと、それと架設物の使用期間が延長され、それに伴う賃料がふえたこと等が変更の内容になります。

○座喜味一幸委員 細かいことを聞く気はありませんが、こういう請負業者は自分たちの都合のいいことだけを言う場合があります。そして、県は県としての審査をしますが、総じてお互いに上がってきたものに対して技術的な判断をしていく。その場合、監督職員レベルだけの判断では、少しまずい場合があるのではないですか。そういう大幅な架設の変更そのものに対する審査、議論といますか、そういうものはどうなされるのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 もちろん、この現場だけの都合で決めているわけではなく、他の工区との関係でモノレールの開業というのは目標が決まっております。それと本線が通れないことにはモノレールの開通にも影響がありますので、モノレール開業の目標に向かって最もよい工程を組む中でこういう変更が生じたということでございまして、都市モノレール建設事務所の中で総合的に判断をして、本庁でも変更について決裁を行っております。

○座喜味一幸委員 きちんとした審査をするべき組織といますか、そういうルールというのは一識名トンネルでも問題がありました。そういう大きな変更等に関しては、きちんとした技術的な目線を通した議論があって、監督職員レベルでどんどんやっていくとまずいよねということが大きな反省としてありましたが、それをどういう形で現場事務所では改善していますか。おっしゃっていることは建前としてわかりますが、それを技術レベルで変更の妥当性というのはどういう過程といますか、組織を持って判断しているのですか。

○上原国定土木建築部長 識名トンネル以降、設計変更についての要領を厳密に定めまして、しっかり決裁手続をとった上で軽微なものであっても上司の確認をとるようにしております。重要な変更の場合については、事務所内に設計変更の審査会を設けておりまして、その中で議論した上でまた本庁に上げていくという形で厳密な設計変更要領に基づいてやっております。ただ、余りにも厳しすぎるのではないかという土木事務所からの要望等もありますが、その辺はしっかり説明ができるようにやらなければならないということで、その運用をやっているところでございます。

○座喜味一幸委員 識名トンネルでは、所管の所長と部長に厳しい判断が示されていて、個人の責任というよりは組織の中である程度しっかりとした技術的なフィルターを通しておかないと極めて事故につながるのではないかと思います。技術審査会そのものも重要な変更に関しては外部の人も入れるぐらいの状況にしないと一大型工事で現場に行くと、施工業者からはこれも変更して、これもお金を見てくれという要望が多いのです。その中で行政として、監督責任として、変更の妥当性みたいなものを予算との兼ね合いで議論しますよね。その辺については現場は常に悩んでいると思うので、そういう客観的なフィルターを通して変更というのは上げてくるべきという思いがありまして質疑しました。

○上原国定土木建築部長 外部の意見を入れるべきというお話もございましたけれども、当然、技術的なレベル、我々の手に負える範囲のレベルは我々のほうでしっかり判断をしております。ただ、会計検査がございますので、しっかり会計検査を通るように我々も理論を組み立てながら対応しています。また、技術的に特に難易度の高いものについては、設計を実際にしたコンサルタント等を交えて調整会議を設けながら—これは設計後の作業になりますので、そのコンサルタントには調整会議に参加する経費も計上しながら、技術的なものについてももしっかり調整をしながら設計変更を実施しているので、しっかりと対応しているということとは言えると考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 モノレール工事は一括交付金のハード交付金だと思いますが、モノレール工事は全般的に工事案件ごとの追加が割と多いという感じがします。トータル幾らの追加があるかは計算したことはないですが、その追加分に当たって予算は同じ一括交付金の当初予算の枠組みの中である程度想定した分で対応するのか、それともまた別枠で新たに追加分を一括交付金、ハード交付金で要求するのか、基本的なところを教えてください。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 当初予算を計上したときの範囲で変更等の対応を行っているところです。ただ、予算的にどうしても足りないという部分があれば、箇所間の流用なども考えております。ただ、今回の変更

については、当初計上した予算の範囲内で行っておりまして、今回の浦添西原線1号橋については、予算の箇所としては別の箇所となっていますので、モノレールから持ってきていることはございません。

○座波一委員 少し聞き取りにくいところがありましたが、当初の予算内で追加分に充てると。それで足りなければ箇所間の流用と言ったのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 最終的に年度末などで予算がどうしても足りないという状況が生じましたら、ほかの路線や別の箇所から持ってきたりということはある得ます。

○座波一委員 土木建築部が予定する予算内の範囲で全ておさめていくことになっているわけですね。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 今回の変更については、当初計上した範囲内で行っています。

○座波一委員 追加工事において、一括交付金のハード交付金が足りないという事で新たに要求することはなかったですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 国に対して追加の交付金を要望するということはありません。補正等があればそのときに補正をお願いして要望することはございますが、こういう変更で追加の要望を出して補正を求めることはありません。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料１の３ページをごらんください。

乙第６号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成30年第３回沖縄県議会乙第53号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

浦添西原線１号橋整備工事(本線橋上り線上部工H28)の契約金額８億7522万1200円を3955万9320円増額し、９億1478万520円に変更するものであります。

当該工事は、県道浦添西原線バイパス事業における浦添西原線１号橋の上り線上部工を施工する工事であります。

変更内容は、地組作業計画の変更等により増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料２の３で説明いたします。

１ページをごらんください。

上段の左側は浦添西原線１号橋の完成予想図で工事区間の延長が181メートルとなっております。図の左側が西原町方面、右側が浦添前田駅方面です。右側の図は計画縦断図と計画平面図を示しております。完成予想図と計画図は向きが逆となっていることを御了承ください。下段左側は浦添西原線バイパス事業整備の事業概要、下段右側は断面図を示しております。また、縦断図、平面図において、対象の工事箇所を赤色で示しており、本線の浦添前田行き向きの上り車線が対象であります。

２ページをごらんください。

変更内容について御説明いたします。

今回の変更の主な内容は、隣接するモノレールインフラ部工事等、他工事との関係で施工場所が制限されたため、上部工架設の地組作業の一部が変更となったことなどに伴う変更増となっております。具体的には、当初黄色で着色した箇所で一部の地組作業を行う予定であったものを青色で着色した箇所に変更したものであります。桁の縦移動が必要になっております。

３ページをごらんください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は、3955万9320円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案財産の取得についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の4ページをごらんください。

乙第7号議案財産の取得について御説明いたします。

本議案は、宮古空港に配備する空港用医療資器材車を取得するため議会の議決を求めるものでございます。

取得予定価格は8640万円、契約の相手方は第一実業株式会社であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○金城利幸空港課長 お手元に配付しております資料2の4により御説明いたします。

1ページをごらんください。

宮古空港では、空港における消火救難体制の整備基準により救急医療資器材は航空機事故の発生現場に迅速に搬送されるものとしており、そのための迅速な搬送の機能に特化した125型空港用医療資器材車を1台購入するものであります。

下の参考写真は、平成24年に新石垣空港に配備した125型空港用医療資器材車であります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 これまで消防車の購入とかはありましたが、これは必須になるのですか。宮古空港には初めて導入されるのですか。

○金城利幸空港課長 既に新石垣空港に配備されておりまして、久米島空港にも配備されております。

○具志堅透委員 宮古空港では初めてですか。

○金城利幸空港課長 初めてです。

○具志堅透委員 整備基準が平成26年に改正されていますが、平成26年に導入しなかった理由はどうなっていますか。整備基準の定めが平成26年ですよ。

○金城利幸空港課長 化学消防車や医療資器材車の配備なども含めて計画的に進めておりまして、平成30年度に宮古空港へ医療資器材車を配備することとしております。特にいつまでにとというのはございませんが、特化した車両を配備したいということでございます。

○具志堅透委員 ちなみに、医療資器材車にはこういった装備が入っていて、救急体制がどこまで補完されるのですか。この導入により、事故が発生してどこまでの救急体制が確立されますというメリットの部分を説明してください。

○金城利幸空港課長 本車両は、航空機事故等があった場合に負傷者の治療のために必要な医療資器材を迅速に搬送するためのもので、負傷者の治療や治療を行う救護所の設営を支援するものでございます。本車両は、担架や点滴セット、蘇生器などを搬送するようになっていまして、さらに救護用のテントについても搬送するものでございます。

○具志堅透委員 これはドクターが来るのか、常駐されているのか、その辺の
ところをお願いします。

○金城利幸空港課長 搬送につきましては、空港の管理事務所職員において搬
送し、その後、医師が駆けつけて救護をすることになります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 聞けば聞くほどわからないので、少し整理してもらえませ
んか。既に石垣空港にはあるので。例えば、この中の機器の設置は消防隊がやる
のか。けが人とかが出てくるわけですから、そこには当然ドクターがいなくて
いけません。そのときの体制はどのようにしているのか。例えば、宮古病院や
八重山病院とそういう覚書を結んでいるのかとか、そこら辺を説明していただ
かないと、これは恐らく専門的には保健医療部あたりの範疇だと思います。た
だ、空港は国土交通省や大阪航空局の傘下にある空港管理になっていると思う
ので、皆さん方も専門的にはわからないかもしれないけれども、わからないな
らわからないなりに担当部署を呼んで説明させるぐらいの丁寧さがあってもし
いと思います。簡単に承認して実際何か事故があって、誰も知らなかったと…
…。

○金城利幸空港課長 各空港の救急対応計画に基づいて救急医療体制が整備さ
れておりまして、事故の発生時における救急医療活動の内容や関係機関の役割
分担や連絡体制等が定められております。当計画において負傷者の治療に必要
な医療資器材については、管理事務所が搬送、設置を行いまして、医療関係者
が負傷者の治療を行うような役割分担がされております。さらに、管理事務所
が医療関係者の支援を行うということで計画してございます。

○糸洲朝則委員 例えば、救急車の中には応急措置できる機器が載っています
よね。当然、いろいろな事故を想定しているはずですので、この中にもそうい
った応急措置できるような医療機器があるのですか。

○金城利幸空港課長 装備されている機器の中には、搬送で使用する担架や点
滴セット、蘇生器などが装備されてございます。

○糸洲朝則委員 例えばそこにけが人が出た場合、当然そこには救急車も来て処置すると思いますが、そのつなぎ的なものですか。

○金城利幸空港課長 迅速にそういったものを配備しまして、救急病院や搬送先のつなぎ的な役割になると思います。

○糸洲朝則委員 論より証拠で石垣島、久米島にあるのですから、一度委員会で見てきたほうがいいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 石垣島、久米島にあると聞いていますが、実際にこの車両を使って救急医療を行った実績はないですか。

○金城利幸空港課長 配備されてからは航空機事故がございませんので、稼働した実績はございません。

○上原正次委員 これは航空機事故だけが対象ということですか。

○金城利幸空港課長 そうです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 基本的なことをお聞きしますが、これはいつ納品されて、実際にはいつごろから稼働するのか、スケジュールを教えてください。

○金城利幸空港課長 本会議で可決されましたら本契約を締結しまして、来月11月から製造を開始いたします。平成31年3月には納車し、平成31年度からは稼働できるような体制を整えたいと思います。

○山内末子委員 整備費は県でやりますが、その後の維持管理費はどこが負担していくのですか。

○金城利幸空港課長 維持管理費についても県で負担いたします。

○山内末子委員 年間どれぐらいを予測していますか。

○金城利幸空港課長 維持管理費につきましては手元に資料を持ち合わせておりませんので、現段階ではわかりません。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第8号議案財産の取得についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の5ページをごらんください。

乙第8号議案財産の取得について御説明いたします。

本議案は、下地島空港に配備する空港用医療資器材車を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

取得予定価格は8424万円、契約の相手方は第一実業株式会社であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○金城利幸空港課長 お手元に配付しております資料2の5により御説明いたします。

1ページをごらんください。

下地島空港では、これまでの操縦訓練に加え、平成31年3月から旅客便が就航する予定となっています。それに伴い、空港における消火救難体制の整備基準に適合するよう、医療資器材の配備とあわせて医療資器材を航空機事故の発生現場へ迅速に搬送する機能に特化した125型空港用医療資器材車を1台購入するものであります。

下の参考写真は、平成24年に新石垣空港に配備した125型空港用医療資器材車であります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 先ほどの宮古島空港のものと同タイプ、また規模も大体同等だと見受けられます。先ほどの説明の中で整備基準が改正されての導入ということで、必ずしも必須ではないというような説明もあったわけですが、必須ではないというのは確認できますか。

○金城利幸空港課長 迅速に配備するということが必須でございまして、それに特化したより機能的な車両ということで本車両を配備するものでございます。

○座波一委員 その基準に基づいてやっているということはわかりますが、これは必須なのですかということです。

○金城利幸空港課長 迅速に搬送するために本車両が必要だということで、本車両を整備することになりまして、迅速に配備することが必須ということです。本車両を整備しないと複数回にわたって、また複数車両にまたがって搬送することになるものですから、本来の義務化される迅速な搬送ということで、それに満足しないことから、その車両を整備するということでございます。

○上原国定土木建築部長 空港における消火救難体制の整備基準というのがございまして、これは国際条約に基づく国内基準として定められておりますが、これは守る必要があるということでそれに基づき救難体制等を構築するということになっております。ですから、義務であることは間違いありませんが、それぞれの空港では予算的な問題とかがございまして、速やかにその体制に近づける努力はしていますが、若干おくらせてしまったということでございます。

○座波一委員 整備基準に基づいて、その基準に沿うように県が努力している

と考えますが、この下地島の分については、平成31年から旅客便が就航する予定となっている中、その見立てで同等規模のものを導入することはいかがかと思っているのですが、それはどうですか。

○金城利幸空港課長 下地島空港には今後ともさまざまな航空会社、就航機材が就航することを考えております。その中で最大就航機材を想定しまして、宮古空港と同等規模の医療資器材が必要ということで配備を考えてございます。

○座波一委員 その前に、この旅客便は就航が決定しているのですか。あくまでも予定ですか。

○金城利幸空港課長 先日、本ターミナルを整備します三菱地所及び航空会社が記者会見を行っておりますが、その際にジェットスター・ジャパンが平成31年春に就航するということを発表してございます。

○座波一委員 それともう一点は、先ほどの宮古空港と下地島空港に導入する資器材が同じ会社からの導入なのですが、これはどうしてそういうことになったのか。同等を扱っている会社はなかったのか。入札の結果そうなのか、説明してください。

○金城利幸空港課長 一般競争入札を実施しまして、その結果、同一社が受注してございます。

○座波一委員 応札したところは何社あったのですか。

○金城利幸空港課長 本入札には、2社が参加してございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 この空港に救急消防隊も配置されますよね。救急車の配備はないですか。

○金城利幸空港課長 救急車両は配備されてございません。

○**崎山嗣幸委員** もし事故が起こったときに救急車両が来ますよね。搬送されるときは救急車と医療資器材車との関係について、救急車は病院に搬送しますよね。この医療資器材車の中にはベッドなどもあると思いますが、そのまま搬送することもありますか。役割を聞きたいのです。

○**金城利幸空港課長** 事故等が発生した場合に緊急に治療を行うために空港内に配備しまして、救急車両が搬送するまでの応急的な対応をするような車です。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○**座喜味一幸委員** 簡単なことだけ確認しますが、この車両を入れることにより、特殊な技術者とか特定技能者というものが常時張りつけられるのですか。この基準というものはどうなっているのですか。

○**金城利幸空港課長** 訓練を受けた緊急対応用の空港職員が対応することになります。

○**座喜味一幸委員** これは相当大的きな車両に見えますが、特殊運転の資格を持つとか、あるいはこの機械の中には酸素や危険物などいろいろなものがあると思いますが、附帯する資格者が必要となるのではないですか。そんな簡単でいいのですか。

○**金城利幸空港課長** 従来、訓練を受けた職員で対応するようにしてございます。

○**座喜味一幸委員** 常勤か非常勤かも教えてください。

○**金城利幸空港課長** 常勤の職員で対応してございます。

○**座喜味一幸委員** ちなみにこの車が約8000万円ですので減価償却費も高い、資材も更新しないといけない、人も張りつけないといけないことを考えると、現実的に石垣島や久米島で維持管理費がどれぐらいかかるかということは確認しておいたほうがいいのではないですか。どれぐらいかかっていますか。

○金城利幸空港課長 維持管理費につきましては、調べて後ほど御説明に伺いたいと思います。

○座喜味一幸委員 来年の3月からと聞いていますが、もうオープンですよ。そうすると、航空燃料税の減免の対象になっていないのではないかとありますが、これは沖縄の空港の有利性みたいなもので、航空燃料が減免となると大きいですよ。それについてはどうなっていますか。パイロット訓練場としての条例しかないのですが、一般空港化するわけです。そうすると、それはどうなるかということを知りたいのです。本来、県は要請をされていて、あらかじめどうなるかということを一一般質問でも質問しましたが、これはきちんと調べてどういう方向かやってください。

それからもう一点、下地島空港はパイロット訓練場として条例で離着陸料が決まっていると思いますが、今度の玉城知事は離着陸料を下げますみたいな公約になっているのです。そうすると、県管理空港、そしてこのパイロット訓練場としての空港から一般空港化するにしても全く条例を変えなくていいのか。離着陸料を下げると言っておりますが、それはどういう方向での議論になりますか。

○金城利幸空港課長 まず、着陸料と訓練料がございますが、着陸料につきましては、下地島空港を含めて県には12の空港がございまして、それに適応するものでございます。訓練料につきましては、下地島空港に特化した訓練使用料ということで条例で定めてございますので、特に条例につきましては、今回の供用に当たって条例の変更は伴わないと考えてございます。

○座喜味一幸委員 伴わないということは、一般空港の離着陸料等については条例で決まっていて、パイロット訓練に関する離着陸料も一緒という理解でいいですか。

○上原国定土木建築部長 持ち帰ってしっかり再度御説明に伺いたいと思います。

下地島空港も第3種空港として供用開始されておりますので、一般空港と同じでございます。また、空港の条例とは別に訓練飛行場の訓練使用料の条例がございまして、それはそれで決まっているということでございまして、特に今のところ何ら支障なく3月以降も運用できる状況でございます。また、改めて空港課長から説明に伺います。

○座喜味一幸委員 いずれにしても来年の3月には成田空港あたりからも飛んでくると言いますし、近いうちに外国からもLCCが飛んでくるとい話もありまして、県管理の空港として今言っている車両の整備、消防車等々の整備、あとは道路の取りつけがどうなるかというような部分も含めて、ぜひ疎漏のないように、しっかりと整備することをお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案訴えの提起についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の6ページをごらんください。

乙第9号議案訴えの提起について御説明いたします。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

県営住宅の家賃を長期にわたって滞納し、または高額所得者として認定され県営住宅の明け渡しの期限が到来した入居者等に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、対象者は4件、5人であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○島袋登仁雄住宅課長 乙第9号議案訴えの提起について、お手元に配付しております説明資料2の6により御説明いたします。

それでは、資料の1ページをごらんください。

1ページは、訴えの提起の概要についての説明です。

(1)に示すとおり、今回の長期滞納者等3件3名のうち、不法占有を行っている1件を除く2件の滞納総額は、51万3000円であります。

(2)は、本議案の長期滞納者に係る法的措置の流れを図で示しております。

最終催告後も支払いや分納計画書の提出がない入居者等については、契約解除を行っております。そして、最終的に③の長期滞納者に係る訴えの提起対象者として、滞納者2件を選定しております。

次に、資料の2ページをごらんください。

2ページは、法的措置対象者選定から明け渡し強制執行までの流れについて、平成25年度から平成29年度までの5年間の実施状況をフローで示しております。なお、図の中の件数は過去5年間の合計となっております。

次に、資料の3ページをごらんください。

3ページは、提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についての説明です。

(1)から(3)まではそれぞれ滞納月別に区分した短期、中期、長期滞納者の対応状況となっております。

続いて、資料の4ページをごらんください。

4ページは、法的措置についての説明です。

県では、最終催告書送付後も長期滞納の解消に向けた対応を行っておりますが、それでも支払いの意思が見られず、滞納解消が見込めない者に対し、やむを得ず法的措置を実施しております。

続いて、資料の5ページをごらんください。

5ページは、生活に困窮している入居者への配慮についての説明です。

入居者の世帯収入の状況に応じ収入再認定、または県営住宅使用料の減額を行っております。その実施状況は、表に示すとおりであります。

続いて、資料の6ページをごらんください。

6ページからは、高額所得者の概要についての説明です。

高額所得者の認定要件は、入居者の収入申告に基づいて認定した世帯の所得月額が最近2年間引き続き31万3000円を超えており、かつ、当該入居者が県公営住宅に引き続き5年間以上入居している場合となります。高額所得者と認定された入居者に対しては、個別に面談を実施し、制度の説明や事情の聞き取りを行い、今後の明け渡しに向けた方向性について話し合います。その後、6カ月を経過した月の末日を期限とした明け渡し請求を行います。期限が到来しても明け渡さない場合には契約解除となり、近傍同種家賃額の2倍相当額の損害賠償金を徴収しています。契約解除後もなお明け渡しを行わない者については、議会の議決を経ることとなります。なお、入居者から希望がある場合や、県または沖縄県住宅供給公社で必要があると思われる場合は、居住支援協議会窓口や公社賃貸住宅を紹介するなど、住宅のあっせんを行っています。

次に、資料の7ページをごらんください。

7ページは、高額所得者認定から訴訟の提起までの流れについて、平成25年度から平成29年度までの5年間の実施状況をフローで示しております。

まず、①の5年間に認定された高額所得者は131件となっておりますが、契約解除時までには90%以上の高額所得者が退去していることがわかります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 高額所得者認定の件で、保護の方が高額と指定された場合、退去をしているということだったのですが、7ページの資料では1件の方が議案提出に至ったのですか。なぜ2倍相当額の損害を引き受けてでも入居し続けたいというものの背景等がわかれば教えていただけますか。

○島袋登仁雄住宅課長 今回、議案で提案しているのは1件になりますが、通常、高額所得者として認定された場合、通知をしまして面談等を実施し、それでも退去されない場合は明け渡し請求の通知を行います。それでも退去されない場合は契約解除ということになります。これまでは解除の段階ではほぼ自主退去されていたのですが、この方に限っては退去されないということで、何度か面談等も行っています。年齢も60歳を超えていますので、沖縄県居住支援協議会などとも連携し、民間のアパートも紹介して見に行ってもらいましたが紹介した物件もなかなか気に入るものがないということで、実際なぜ退去してもらえないのか、わからない状況です。

○仲村未央委員 わからないでは非常に心もとないといえますか、今の答弁を聞いて心配が逆に膨らみました。要は、何らかの理由をつかまないことには一例えば、長く住んでいらっしゃることで地域といいますか、コミュニティとか関係性に不安があるのか、何かの理由はつかんでいないのですか。コミュニケーションはとれていないのですか。形式的にここの議案に至っているという状況ですか。

○島袋登仁雄住宅課長 確かに、この場所に長年住んでおられるので、ほかのところに行きたくないという話は聞いております。それで幾つか民間のアパート等も紹介しているところですが、本人がなかなか出て行こうという気持ちに

至っていないという状況です。

○仲村未央委員 いつぞやか、公営住宅の仕組みの中で応能負担の仕組みが導入されましたよね。応能という支払い能力の考え方と今回の高額所得者として強制退去をせざるを得ないという、つまり支払い能力があれば出て行かないということも可能なのか。あるいは、今回の考え方は、単なる応能では通りませんということ、あれからまた見直しがあったりしたのか、そこはどういう整理ですか。

○島袋登仁雄住宅課長 確かに応能家賃が原則ではあるのですが、入居者の収入の基準がありまして、その基準以下でなければ本来入居ができません。その中でも高齢者や障害者など裁量すべき世帯は入居の基準が少し上がりますが、まずは本来入居できる層がありまして、その上に収入超過の層があります。収入超過した時点では明け渡しの努力義務ということで、強制の明け渡しではありませんが、収入が超過していますので明け渡してもらえませんかという通知等を出しております。さらに高額所得者というのは、収入が超えた時点で高額所得者として認定して明け渡し請求をしないといけないことが規定で定められていますので、高額所得者というのはそれぐらい収入が高い状況になっているということでございます。

○仲村未央委員 その仕組みは理解できましたが、特定の今回のケースの背景等について本来はもう少し知りたかったです。といいますのは、どのような理由でこのような形に至るのかは、今回が特別な1件かもしれないけれども、今後このようなケースがどう整理されてくるのかということを知りたいので、今後もう少し具体的に今回のケースが何だったのかということを知らせる機会があれば、引き続きもっと教えていただければと思います。

それから、県営住宅の減免の状況が5ページに出ていますね。これは恐らく安めてくれることはできませんかということを当事者が申し出るわけですよ。それに対して、実際認められている件数の割合はわかりますか。例えば平成30年度でも平成29年度でも、直近の申請者に対する実際の免除状況というのに、どれぐらいの割合ですか。

○島袋登仁雄住宅課長 こういう相談があった場合には、指定管理者と一緒に専門相談員が待機しています。事情があって収入が年度途中で少なくなってしまったと。そういった要件を満たしている人が我々に上がってきて、審査をし

ていますが、実際どのくらいの相談があつて、どれだけうちに上げてきているのかは専門相談員や指定管理者に確認しないと具体的な数字はわからない状況です。

○仲村未央委員 実績相談に応じてということになると、結局、相談員の見られる範疇にも影響を受けるのかなという感じがします。そのケースがどれぐらい拾えるのかということに結果はついてくるといような形にもなろうし—これはそのケースワーカーが決定するのですか。免除を確認する協議会とか審査会みたいな常設のものがあるのですか。

○島袋登仁雄住宅課長 特に審査会というのはありませんが、その方の収入状況を確認しまして、申請が通りそうであれば申請してもらおうという状況です。

○仲村未央委員 では、要件が整えば認められる仕組みをとっているということですね。

それから毎度のことですが、今の実績との兼ね合いで専門相談員がもう少しいたらいいなということを毎回のごとく申し入れています。ふやす見通しはありますか。やはり短期滞納者の時点で一番かかわれることが本来よいのかなということがどうしてもつきまとうのです。長期に至れば至るほど事は深刻になるので、結局はこういった深刻さを改善する意味では、短期に入っていくときの十分な体制が非常に有効なのかなという感じがしますが、そこをどう整理されているのか、あるいはまだ相談員をふやしていこうという施策も打てるのか。そこはいかがでしょうか。

○島袋登仁雄住宅課長 専門相談員については、平成27年度から2名配置して、昨年度は4名にふやしているところがございます。6月議会でも委員から意見がありましたので、今年度に入っても毎月どのくらいの件数があるのかを確認しているところです。4月時点が結構突出して多かったのですが、その後少し落ちついて、ばらつきがあるものですから、今年度もう少し様子を見て、件数が昨年度よりもかなり突出するような状況であれば増員も検討していかないといけないと思っています。

○仲村未央委員 住宅施策も非常にニーズが高いですし、貧困の連鎖を絶つという意味では一番最初の端緒ですので、ぜひそこは体制の充実を一層図っていただければと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案車両損傷事故に関する和解等についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の7ページをごらんください。

乙第11号議案車両損傷事故に関する和解等について御説明いたします。

本議案は、平成29年9月に発生した台風の突風による車両損傷事故について相手方と和解をし、損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決が必要であるため提出するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○金城学土木総務課長 お手元に配付しております資料2の7により御説明いたします。

1ページをお願いします。

3、議案の概要をごらんください。

平成29年9月15日に浦添市役所の立体駐車場において、職員が運転する公用車を駐車した際、降車のために開けたドアが台風の突風にあおられ、公用車の隣に駐車していた相手方車両の左ドアに接触したものであります。そのため、本件事故により損傷した相手方車両に係る損害賠償額9万6000円を県が支払うことを内容とする和解をする必要があります。

次に、4ページをお願いします。

事故の現場は太枠で示した浦添市役所立体駐車場であります。

続いて、5ページをお願いします。

事故当時の相手方車両の写真です。公用車ドアが接触したことにより、縦に傷が入っております。今回の事故は、台風の強風による自然災害の事故であり、道路交通法に規定する交通事故に当たらないため、知事の専決処分に指定された事項には該当しません。そのため、議会の議決を必要とするものであります。

それでは、議案を御説明させていただきます。

2 ページにお戻りください。

本議案の事故名は、職員の公務執行中における車両損傷事故であります。

当事者は、沖縄県と浦添市字前田居住の眞志保氏となります。

3 ページをお願いします。

和解内容につきましては、甲が沖縄県、乙が眞志保氏となりまして、1、「甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額9万6000円の支払い義務があることを認める。」

2、「乙は、甲が支払うべき損害賠償金が自動車保険により既に乙に対し支払われたことを認める。」

3、「本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。」

4、「甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。」となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 台風のと書いてありますが、これは勤務中ですか。勤務外にはならないのですか。

○金城学土木総務課長 浦添市役所との業務調整のためにそこへ行ったということになると思いますので、勤務中でございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成28年第76号外20件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

めくっていただきまして、目次をごらんください。

土木建築部所管の陳情は、継続が21件、新規がゼロ件、合計21件となっております。

まず、継続審査につきまして、処理概要の変更が2件2カ所ございますので、御説明いたします。変更部分には、下線を引いております。

5ページをごらんください。

陳情平成29年第46号の4、沖縄県離島振興協議会からの平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

7ページをごらんください。

記の10、3段落目後半、「既存のターミナル施設を改修する等して、出発待合室の座席数をふやしたところであります。」以降を、「既存のターミナル施設を改修する等して、出発待合室の座席数をふやしております。また、現在、同社において、ターミナル施設拡張事業に取り組んでいるところであります。」に変更しております。

続きまして、13ページをごらんください。

陳情平成29年第91号の3、美ぎ島美しや市町村会からの美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

14ページをごらんください。

記の2については、第3段落、第5段落を先ほど御説明した陳情平成29年第46号の4、記の10と同様に変更しております。

陳情案件についての説明は、以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 5ページ、陳情平成29年第46号の4、記の10、宮古空港関連ですが、本土からの直行便もふえて、本土直行便が大型機の時間帯で物すごく混んでいる。座席数をふやしていただいたのだけれども、みんな立っている状況でして、県も拡張の必要性は理解していると思います。拡張工事をやる予定だが、どれぐらいの規模、予算でやるのか、その予算の財源はどのようなになっていますか。

○金城利幸空港課長 増築につきましては、到着待合室を約350平米増築しまして、搭乗待合室につきましては、1210平米を増築しています。合わせて1560平米の増築をする予定でございます。金額につきましては、宮古空港ターミナル株式会社が整備する事業でございまして、情報をいただいていないので、わからない状況です。

○座喜味一幸委員 当初、C I Qをつくる拡張工事があったときには、公共の増資でもって拡張の予定があって、下地島空港との関連で、結局国際線は向こうですということで振り分けられたのですが、実態としてはもう手狭な状態なのです。県は拡張工事に取り組むとしているが、実態は落札しない状況になっています。これはよく考えないといけないと思っていて、速やかに整備をしないと混雑し過ぎています。この辺はどういう状況になっていますか。

○金城利幸空港課長 去る9月に競争入札を宮古空港ターミナル株式会社で執

行しましたが、入札者がいなくて不調となっております。その後の対応につきましてはまだ検討中ということで、その方向性につきましてはお答えをいただいていない状況でございます。

○座喜味一幸委員 もう余計なことと言いますが、本当に大変なのです。チケットもとれないですし、検査場も広げてくれたので何とかありますが、もう中がいっぱいなのです。そうであれば、中の売店等も出すぐらいの緊急の処置もとらないといけないですし、その辺は県も一応適正な空港の管理をする立場にありますから、速やかな事業着手、整備をしていただくようにしていただきたいと思っていますが、その辺をお願いします。

○上原国定土木建築部長 宮古空港ターミナル株式会社で入札がうまくいかなかったという話を聞いていますけれども、やはり応札者の中で最低の額を入れたところと協議をしていくことになると思いますが、速やかに事業ができるように我々としてもできることがあればしっかり対応していきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 陳情第23号、勝連半島南岸部道路の件について、地域からは大変期待が高い事業ではありますけれども処理概要を見てみますと、なかなか遅々として進んでいないかと思えます。どういう状況なのか、少し具体的に御説明をお願いします。

○玉城佳卓道路街路課長 現在、米軍敷地を通る部分がございますので、その共同使用の一時使用の申請を行ったところでして、軍用地に関しては沖縄防衛局と米軍で調整をしているところでございます。その他、我々ができることに関しては予備設計を実施しているところでございます。それと、環境影響評価の配慮書の作成をしているところでございまして、我々の目標としましては、平成34年度の事業化に向けて取り組んでいるところでございます。

○山内末子委員 ルートの中にやはり基地があるということで、大変厳しいルート設計なのかと思えますけれども、沖縄防衛局の対応ですか。その辺は今おっしゃっていましたがけれども、もっと早くできるようなことを模索しないとい

けないのかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○玉城佳卓道路街路課長 今回は一時使用になるのですが、沖縄防衛局には米軍との協議を一生懸命やっていたいただいているところでございます。こちらは地元からもぜひ道路をつくってほしいということで、米軍も結構協力的なところもございますので、早く進められるかとは思っておりますが、やはり米軍と沖縄防衛局の調整がなかなかすぐにはいかない聞いてございます。

○山内末子委員 平成34年度供用開始ということで、これについて意気込みはどうですか。

○玉城佳卓道路街路課長 やはりどうしても環境影響評価で4年ほどかかるものですから、それまでには米軍との共同使用等の手続を済ませていきたいと考えているところでございます。

○山内末子委員 どれも速やかですが、これも速やかによろしくをお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 5ページ、陳情平成29年第46号の4、離島・過疎地域に関する要望事項の記の2、国道505号の整備についてですが、処理概要で「町と連携を図りながら事業化を検討していきたい」と。町役場と意見交換等々をやっているような話は聞いておりますが、その結果どうなっているのか、現状をどう認識していますか。

○多和田真忠道路管理課長 平成28年度より本部町役場と今回の要請について意見交換を行っておりまして、町はさらに地元と意見交換を行っているところです。現在の要望箇所はこれまでに用地の問題とかそのような問題のあった箇所、現段階ではまだ地元と事業に対する理解といいますか、どういう箇所をどういう形で整備するといった具体的なものがまだ整理できていない状況でございます。

○具志堅透委員 これは地権者の同意が得られていないということになるのか、それとも本部町と地元との合意形成の中でどういう方向、どこを広げてと

いうその辺の青図がまだ描けていないということになるのか。どちらですか、両方ですか。

○多和田真忠道路管理課長 現在、入手できている情報では、やはり地権者の用地取得に対する理解が得られていないという情報は得ております。

○具志堅透委員 わかりました。あとは町役場の努力が必要だということですね。県としてもしっかり指導しながら、一緒になって同意が得られるような体制をとっていただきたいと思います。

次に15ページ、陳情平成29年第92号の3、記の2、仲田海岸の石片の飛散、流出防止ですが、処理概要を見ると、これまでに2度石片の撤去を行っているということですが、向こうからの要請内容を見ると、砂の流出防止をやってほしいみたいな、砂が流出して、石片が浮き出ているという認識なのですが、その辺のところはどうですか。そして今現在、どうなっていますか。

○永山正海岸防災課長 仲田港海岸のターシ浜については、平成27年当時に台風等で石片が海浜上に出てきたということで、亀の遡上場所にもなっていることから、2回ほど石片の撤去を行った経緯がございます。その後、最近の台風で、今度は石片を撤去したところではなく、南側で砂の浸食が出てくるようになりまして、その辺の状況も今調査中ではありますが、当面の対策として砂が逃げていかないように大型土のうで全面を遮蔽するような応急対策を施そうとしているところです。年内には設置を完了するというところで考えています。

○具志堅透委員 これまで2度行ってまだ抜本的な解決ができていないということで、その調査をしっかりしているということでいいですか。

○永山正海岸防災課長 現在、台風等でそういった状況が出てくることがあるものですから、過去2度ほど撤去はしていますが、今後もそういった状況が続くのか、それとも現在の海浜の状況が安定していくのかということを見きわめている状況です。

○具志堅透委員 応急処置といいますか、とりあえず今回やるというところがありますが、あそこは県の整備によって非常によくなりました。地元の人も大変喜んでおりまして、あの砂浜を残すような形で努力しているということですから、抜本的な解決の調査もしながら、少し時間がかかるかもしれませんが、

頑張っていたきたいと思います。

次に31ページ、陳情第44号の4、記の5、塩屋湾を利用した観光促進のための栈橋を整備することですが、大宜味村からの要望もあることから、船舶の需要、利用形態等の調査を行い、港湾整備の必要性について検討したいと考えているということですが、その検討結果といいますか、今の進捗について伺います。

○與那覇聰港湾課長 現在、大宜味村と意見交換を行っているところでございまして、その中において地元からは、港湾施設がないために漁船以外にも漁港を利用しているということと、今後、船舶がふえた場合に漁港に入れなくなる可能性が高いため、船揚げ場の整備が必要ということがございます。それと今、湾岸に存在する小型船舶の状況等を調査しておりまして、集落付近に点在して自宅などと船舶の係留場所が近いということで港湾施設を整備しても利用するかという不透明さがございます。今後、村とそういう形で、まずどういった船舶の需要があるかということを把握しながら、整備の必要性を検討していきたいと考えております。

○具志堅透委員 必要性、需要があるかということですが、観光促進のために地元は整備をぜひしていただきたいと。今後の需要も見込めるという思い、今、埋立地域への企業立地、誘致などが進んできていますので、そういったことを見越した中での要請だと思います。あと、周辺に泊まっている船舶もあるので、もう一度しっかり前向きな調査をしていただきたいと思いますが、どうですか。厳しいやにも聞いているのですが。

○與那覇聰港湾課長 地元から観光船の利用計画も今後行っていきたいという話もあったのですが、この部分についてはまだ利用の見込み部分が不明確な点がありまして……。

○具志堅透委員 利用というのは観光客の利用ですか。

○與那覇聰港湾課長 実際、観光船が就航するかどうかの見込みがまだ明確になっていないということで、このあたりもまた今後、実際そういう形での船の就航があるのかどうかも見きわめていきたいと考えております。

○具志堅透委員 ですから、その港があればという部分があるのです。どちら

が先かという話になるかもしれませんが、与論島からも就航云々の話もあったりします。そこに港があればいつでも入れるような状況もあるので、ぜひその辺も含めて、もう一度といいますか、どうしたらやれるのかという部分で検討していただきたいと思います。

次に、同じく記の7、本部港における北向き船尾岸云々がありますが、その状況はどうですか。関係市町村と意見交換をしていきたいとなっていますが、これは関係市町村ではなくて関係町村ですので、市は抜いてください。多分、伊江村と本部町だと思いますが、市はないですから。

○與那覇聰港湾課長 今、本部港における屋根つき歩道とか、上屋―修学旅行生が待機する場所の検討ですが、まず伊江村は、現在の本部港における利用状況を調べている状況でございます。その結果を受けて、動線の計画とか、施設の配置、上屋を整備するにしても施設規模をどの程度整備すればいいかというところの検討を行っていきたいと考えております。

○具志堅透委員 前から調査しているという答弁のような感じがするのです。伊江島にはよく行くのであの辺を見ると、コンテナハウスを置いて、そこで修学旅行生や民泊の子供たちの旅行カバンとかを預かったりしていますが、雨の日などは本当にひどいのです。そして、必要性が一番感じられる場所だと私は思っています。私の思いはデータに基づいたものではなく、イメージとしてですが、あれだけの黒字路線であれだけの船舶の利用があって利用客の乗降もある中、修学旅行での利用度は高いと思っています。この上屋とか屋根つき歩道、あるいは荷さばき施設だとか、その整備は絶対急務だと思っています。ですから、今調査をしていますという一たしか、前回のときにもまだ調査をしていますという答弁だった気がするのです。その辺のところはどういう認識ですか。

○與那覇聰港湾課長 今後、立体駐車場も整備しまして、港内の車両の行く先が立体駐車場に集約されるものですからこの分の整理と、あとはバスの駐車場をどこに確保すべきかというところ、全体の施設配置、機能再編みたいな形で港内の全体的な検討も踏まえながら、今の上屋とか待合所の屋根の整備というのは具体化していきたいと考えております。

○具志堅透委員 今、全体的な像というのは検討されていると思うのですが、それはいつごろでき上がるのですか。検討していますか。それとも、整備計画といいますか、港全体の計画を立てているような記憶があるのですが、クルー

ズ船も立体駐車場も含めた中での港湾のあり方をやっていないですか。

○與那覇聰港湾課長 港内全体の配置計画ですが、そこは長期構想検討委員会のような形でこれから検討に入っていきます。

○具志堅透委員 全体の検討をぜひやっていただきたいというのは—これは進めていただきたいのですが、今回の要請に関しては本当に急務だと思っていて、そこも全体の中での位置づけもあるのだろーと思います、そことの整合性もとりながらぜひ急ぎ整備していただきたいと思います。このことを一般質問しながら五、六年になるのです。荷さばき場も含めて、伊江村の貨物が風雨にさらされながらやっている。自分たちでパイプやビニールシートを使って軽微なものをつくってはいますが、そこに電話を設置したり、そういったことができるような施設をつくるとか、あるいはチケット売り場から船までは、雨の日は大変なのです。そういったことも含めて急ぎでやっていただきたいと思いますが、前向きな検討をお願いします。

○上原国定土木建築部長 車両動線も人の流れも変更されていくものだと思いますので、しっかり対応する形で計画を見直しつつ対応したいと思います。

○具志堅透委員 急いで早目にお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 陳情の出どころも含めて確認したいのですが、これは議会に出された陳情だと思います。あと、行政側に出る陳情についても直接的なものもあると思いますが、我々は行政側—特に土木に関してどのような陳情が来ているかがわからないのです。このような陳情を共有するという意味でどのような陳情が来ているか見ることはできないのですか。議会と行政の窓口2つに別々に来ているものもあれば、一方にしか来ていないものもあるわけです。というのは、12ページ、陳情平成29年第83号の仲間交差点の改良を求める陳情について、これは南城市議会から議会に出された陳情だと思いますが、南城市からも出ているはずなのです。そういうもののうちこの対応について、南部東道路の進捗と状況を踏まえて検討したいということですが、これは何年かたっていますから南城市からそのような具体的な動きはこれまでなかったのです。

か。

○玉城佳卓道路街路課長 直接、我々に陳情があったわけではございません。南部行政懇談会の中で市の要望は出てございます。

○座波一委員 行政懇談会でそういう意見が出ているということは、土木建築部は把握しているわけですね。この部分が南城市にとってはある意味では非常に大きな鬼門といいますか、若い人たちの通勤圏なのに、朝、夕の通勤ラッシュ等で非常に停滞してしまうことがありまして、若者にはとても負担なのです。非常に切なる要望が日増しにふえてはきています。今、市長も瑞慶覧市長にかわって、この周辺の地主は瑞慶覧市長と非常に親しい方々が多いのです。そういう意味ではチャンスですから、市とこの辺を打ち合わせしながら具体的な調査に入ってみたらどうですかと思っています。以前、県がやろうとしたけれども、地主の関係で動かなかったということもあるのです。行政に対して非常に反発的なものがあったものですから。

○玉城佳卓道路街路課長 渋滞交差点につきましては、主要渋滞交差点から県としては整備を行っているところでして、交差点の皆様からの要望、県民からの要望はかなりありますが、やはり主要渋滞交差点を優先的にやらないといけないと考えております。ですので、主要渋滞交差点に位置づけられていない仲間交差点につきましては、なかなかすぐに着手するには厳しい状況でございます。

○座波一委員 主要渋滞交差点に入っていないと、検討も難しいということになるのですか。

○玉城佳卓道路街路課長 現時点では確かに厳しいところはございますが、パブリックコメントでもそういうコメントが抽出されるものがございますので、国には再度パブリックコメントを行っていただけないですかという要望は出しているところでございます。

○上原国定土木建築部長 今、道路街路課長が説明していますのは、主要渋滞交差点の短期的対策をとる優先の話です。渋滞対策というのは、短期的な整備と中期・長期があります。南部東道路については、事業化して着々と進めていて、中期対策に近い形になりますが、その整備の状況によって確実に改善され

る見込みがあるものですから短期対策の優先からは落ちているということです。かつ、主要渋滞箇所にも入っていないので、県としては限られた予算の中で優先的に取り組むべき交差点としては考えていないところですが、周辺道路の整備が着々と進んでいて、それを見ながらしっかり改善されていくものだと思いますので、その辺は御理解いただきたいということでございます。

○座波一委員 理解しがたいけど、何とか検討して進めていくようお願いしたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 5 ページ、陳情平成29年第46号の4、記の8に渡嘉敷港の港湾整備についてであります、(1)の中でフェリーバースの栈橋の新設を求めています。皆さんの処理方針の港内の静穏度向上調査の中で検討しているということは、現行の静穏度を調査して、ここが改修できれば新設のバースについての検討は必要ないと思っているのか。それから高速船用浮き栈橋はそのとおり延伸するということなのか、この2点について確認をお願いします。

○與那覇聰港湾課長 フェリーバースの栈橋につきましては、平成29年度に、波高の観測とか船体の動揺観測を実施しております。平成30年度から平成31年度にかけて、そのデータをもとに解析をしまして、港内静穏度の対策の設計を行っていきたいと考えております。

高速船の部分につきましては、船舶が大型化したということで、今年度、実施設計を行っておりまして、平成31年度に工事に着手する予定になっております。

○崎山嗣幸委員 1 番目について、それはわかるのだけれども、現港湾の静穏度調査を平成30年、平成31年に行って、ここで整備すれば新しい栈橋は要らないのかということを聞いているのです。

○與那覇聰港湾課長 村からの要望の内容としましては、新たに栈橋を新設してほしいという要望がございました。そのまま村の要望のと通りの栈橋を新設するのか、波除堤とかほかの対策で港内静穏度が確保できるのかは、今後、観測データに基づいて解析をしながら、静穏度対策港としてこういった形が一番

効果が出るかを検討していきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 恐らく、村もここはどうしようもないと、静穏度は難しいということで、新しい栈橋でいいのではないかという発想なのか。今、県がおっしゃるように、静穏度調査をして現港内に対応すれば十分使えるということなのか、県と村で違いがあるのですか。要するに、今、答弁したとおり理解して、静穏度が改修すれば現港湾内でもいいということなのかを聞きたいのです。

○**與那覇聰港湾課長** 新設バースありきではなくて、どういった対策工法で行ったほうが費用対効果も含めて効果があるかというのはこれからの検討になってくるかと思います。

○**崎山嗣幸委員** 26ページ、陳情第21号の2、久米島町の振興施策ですが、これはその他のものとも重複はしているけれども、久米島の兼城港ですか、水産鮮度保持施設ができて船舶の量もふえているということで、浮き栈橋の整備、船揚げ場の拡幅について検討をすると処理方針に書かれております。両方の施設は整備していく方向なのかを聞きたいと思います。それから、クルーズ船や海洋調査船等に対応できる岸壁の整備や沖合の防波堤拡張整備について、対象船舶の規模や将来的な寄港頻度等を把握しというのは、この港に将来クルーズ船とか海洋調査船が来れるような状況といいますか、皆さんは検討していきたいということですが、その実現性はどうなっていますか。

○**與那覇聰港湾課長** 浮き栈橋の要望につきましては、町と意見交換をしているところでございます。その中で栈橋の位置や突堤の位置も含めて規模や船揚げ場の拡幅の範囲とか、そういうところを具体的に町と調整を進めながら検討していきたいと考えております。あと、海洋調査船やクルーズ船に対応した港の拡張という要望もございます。この部分につきましては、まだ具体的に海洋調査船やクルーズ船の規模、寄港の頻度等もまだしっかりと把握している状況ではございませんので、今後そういったところも把握しながら整備の必要性については検討していきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 浮き栈橋と船揚げ場については具体的に調査するというところで前向きに取り組んでいくことだと受けとめていいですね。

○**與那覇聰港湾課長** 小港地区につきましては、平成27年に水産鮮度保持施設

ということで、専用施設とか冷凍・冷蔵施設が整備されておりまして、利用者はどうしてもそういう施設の近いところに船を係留するという状況がございます。やはり、利用にそういう偏りがないのかどうかということも含めて、現場の利用状況も勘案しながら把握している状況でして、そういうものも含めて検討を進めていきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** クルーズ船や海洋調査船になると、規模が大きいと思いますが、この港といいますか、それを受け入れる容量というのは、調査すると言っているけれども、可能性はあるのですか。どれぐらいの規模のクルーズ船かわからないのでその辺はこれからと言っていますが、具体的にはどうですか。

○**與那覇聰港湾課長** 現在の岸壁としまして、マイナス5.5メートルの水深がございます。今現在、どの程度の規模のクルーズ船が寄港を考えているかというところも具体化されていませんで、対象船舶をどう決めていって、港湾施設の機能を確保していくべきかというところも今後の検討課題になるかと思えます。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣清涼委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時32分 再開

○**新垣清涼委員長** 再開いたします。

次に、環境部関係の請願平成29年第5号外1件及び陳情平成28年第169号外24件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 それでは、環境部所管の請願及び陳情につきまして、お手元の資料土木環境委員会請願・陳情案件資料により、御説明いたします。

環境部所管の請願及び陳情は、請願が継続2件、陳情が継続23件、新規2件、請願、陳情合わせて計27件となっております。

初めに、継続の請願2件と陳情23件につきまして、処理方針に変更があった箇所を御説明いたします。

お手元の資料11ページをごらんください。

陳情平成29年第46号の4、平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更後の処理方針を御説明いたします。

3段落目の中段以降につきまして、「また、平成30年7月23日には東京において初となるシンポジウムを開催し、国立自然史博物館の設立に向けた県内外での機運醸成を図っているところであります。」に修正しております。そのほかにも、時間の経過に伴う状況の変化等があった部分について修正し、下線を付して表示しておりますが、基本的な処理方針に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情2件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料42ページをごらんください。

陳情第79号「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

15ページにあります陳情平成29年第78号に同じであります。処理方針を読ませていただきます。

「県では、沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例を平成30年3月30日に公布し、同年10月1日から施行することとしており、6カ月の周知期間を設けているほか、経過措置として、施行日から起算して6月を経過する日までに実施される事業は適用しないこととしております。本条例については、学識経験者や産業界代表者等で構成される沖縄県環境審議会から「条例の内容及び対象事業については、今後の社会状況の変化、事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」との答申を過去に2度受けており、社会状況の変化や他府県の動向等を踏まえて検討してまいりました。さらに、条例改正の検討に当たっては、県民からの意見、国や市町村等の関係機関からの意見、他事業との平等性、比例原則の面等からも検討しております。条例改正により、土地の造成を伴う事業であって、その施行区域の面積が20ヘクタール以上のものが対象事業となり、従来から対象である主に民間業者が主

体となる事業種との公平性も保たれるものと考えております。県では、条例改正の趣旨や内容等について市町村や関係機関に対して説明をしてきており、今後とも説明会等を開催し、国、市町村等の行政機関や県民に対して、条例改正の内容について丁寧に説明してまいります。また、事業者等から相談があった場合には、個別具体的に判断し、条例の適切な運用を図ります。県としましては、条例改正によって、一定規模以上の土地の造成を伴う事業が環境影響評価制度の対象となることから、規模の大きい開発事業について、より環境に配慮した事業が行われることとなり、本県の自然環境の保全に資するものと考えております。」としております。

続きまして、資料43ページをごらんください。

陳情第80号「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の周知期間延長を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

15ページにあります陳情平成29年第78号に同じでありますので説明は省略させていただきます。

以上、環境部所管の請願及び陳情について、処理方針を御説明いたしました。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成29年第122号について、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課班長の説明を求めます。

知念美奈子平和援護・男女参画課班長。

○知念美奈子平和援護・男女参画課班長 それでは、子ども生活福祉部が所管する陳情につきまして、御説明いたします。

継続審議となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、子ども生活福祉部に係る陳情の処理方針について、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 子ども生活福祉部平和援護・男女参画課班長の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 陳情第80号、宮古島市議会から環境影響評価条例の一部改正条例の実施延長について出ていますが、どういうことを危惧しているのか。具体的に県は地元とは丁寧に話し合いながら進めると言っていて、この陳情が上がってきて以来、地元との話し合いを持たれたと思いますが、どういうことを懸念して、どういう課題があるのか、この辺の報告をお願いします。

○桑江隆環境政策課副参事 条例の公布後、県では説明会を開催しております。具体的に申しますと、7月10日に沖縄本島内で説明会を開催しております。対象としましては、市町村、一部事務組合、国などとなっております。7月19日には八重山管内において説明会を実施しており、対象は石垣市、国、一般の方となっております。宮古島市につきましては、7月24日に宮古島市、一般の方、国などとなっております。その中から質疑でありましたのが、例えば他府県の動向の話があったが、他府県における規模要件も20ヘクタールとしているのか、また宮古島市からは、島嶼地域なのでより厳しい基準が必要なことはわかるが、一律に規制してしまうと宮古島のような小さな島にとっては経済発展がおくれてしまうことになりかねないかというような質問がありました。それにつきまして、他府県においては土地の造成の事業を対象としている県がありまして、その中でも20ヘクタール以上としているところが3県ほどあった。また、環境影響評価制度につきましては、許認可や事業の可否を判断するものではなく、知事や市町村また住民の意見などを聞いてよりよい事業計画をつくっていくものでありますので、環境アセスの対象となった場合にはより環境に配慮した事業計画がつくられていくという説明を行っているところです。

○座喜味一幸委員 この中で当面、来年の3月から下地島パイロット訓練場が動きますが、下地島の残地が約600ヘクタールぐらいありまして、今いろいろなプロポーザルを土木建築部でやっていると思いますが、県としてどのように環境アセスをクリアしていくのか、その辺について教えてください。

○石垣永浩環境政策課長 現在、下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画に位置づけられ実施されている事業については、既に着手済みであることから条例の対象とはなりません。また、着手前であっても開発規模も小さいことから

条例の対象外となっております。今年度のものですが—これは空港課で所管しておりますが、現在、調整中ということで事業の詳細については把握しておりません。ですので、条例の対象になるのかはこれから明らかになってくるというところです。

○座喜味一幸委員 肝心かなめの下地島の残地利用というのは、県としての大きな取り組みですが、環境影響評価条例をつくっていいよプロポーザルも受けて、企業がほぼ内定しています。そういう状況などを踏まえて土木建築部との具体的な協議はどれぐらいまで進んでいますか。

○石垣永浩環境政策課長 土木建築部から昨年度の募集期間中に7事業の応募があり、そのうち5つの事業を利活用候補事業で絞ってきていると。そして、基本合意に向けた条件整備へ移行しているということで、現在そういった各事業者と協議を行っている最中であると。私どもからその内容について教えていただけないかと聞いたところ、今はそういう段階で外部に出せるものではないという確認をとっております。

○座喜味一幸委員 アバウトで暗黙の了解みたいなこともいいですが、市議会の陳情というのは、こういう宮古の大きな経済活性化につながるようなプロジェクトが環境影響評価条例でもって遅延もしくは停滞するようなことがあってはならないという危機感での陳情だと理解しています。土木建築部も企業の都合があるので出せないとかという話ではなく、環境アセスに必要というのであれば、これから県としてのやるべき分と企業がやるべき分、そして何が環境影響評価調査の対象になるのかという話を折り込んでおかないと、始まってからこれは環境アセスの対象事業ですと言って、これから話が始まるという状況になると、今提案している企業も話が違うというような周知徹底がなされていない可能性もあります。その辺について施行する側も事業する側も、ましてや県の中での協議が十分になされていなくて、後は野となれ山となれ—企業というのは早いのです。三菱地所などは提案してから来年の3月には開港するのです。それぐらい民間の企業というのは二、三年で物事を進めていくのです。それを、「はい。わかりました。」と言ったら—資金計画も実施計画も準備しているはずなのです。そうすると、それから環境アセスが対象になりますという話になってしまうと、完全におかしくなってしまう。その辺の危機感を議会は持っていると思います。今の答弁を聞いても少し甘いような気がします、具体的にどういう話を議会が懸念していて、どういう議論を進めてきたかということが

大事なのです。

○石垣永浩環境政策課長 常日ごろから土木建築部とも連携はとって常時出せるような情報があればということでやっております。今回、審査ということでございますが、土木建築部にも当然今回の環境アセス条例でこういうのがあるので20ヘクタールを超えるような土地の造成を伴う事業については環境アセスの対象になるので、その辺は事業者にも十分に伝えていくようにということでありますので、5つの事業に絞られている中でございますが、もしそういうものに該当するのであれば、そういったことも念頭に事業計画の調整を行っているものと思っております。

○座喜味一幸委員 民間の企業はやると言ったらスピード感を持ってお金もかけてやるのですが、大きなプロジェクトを持っている県がその中で新たな事業の進捗に影響があるような条例が施行されようとしているのに、内部でしっかりと詰めておかなければ大きな面での一何も下地島空港だけではありません。そういうことに関する緊張感といいますか、そういうものが施行前で10月から—こういう日付の切り方というのはどうなるのですか。今、予備調査をしていたというようなものとか、それが10月1日時点で—もう始まっているのですか。その中で予備調査含めて環境アセス条例の対象となるような協議といいますか、そういうものはどれぐらいまで話が入ってきていますか。

○桑江隆環境政策課副参事 まず、県庁内に対しては、市町村とは別に6月14日に説明会を行っております、事業課も参加しております。また、今回の条例の公布を受けて条例の対象になるかなどの問い合わせが2事案ありまして、1件は恩納村のリゾート開発、もう一件は石垣の同じくリゾート事業者ということになっております。具体的な事業計画というよりも、今後こういう計画があるけれども対象になるかとか、また既に許可をもらった事業については対象になるかという質問がありまして、条例の改正の内容について説明をしております。

○座喜味一幸委員 条例の適用になりそうないろいろな問い合わせ含めて何件ぐらい具体的に環境アセスの対象とならざるを得ないのか。

○桑江隆環境政策課副参事 現在のところ、問い合わせがあった中で条例の改正に伴って対象になるような事業というのは事業者からは聞いてはいなくて、

先ほど申し上げたように、既に許可を得た事業でありますとか、今後新たな宿泊施設をつくる時に対象になるかについて問い合わせがあったということでございます。

○座喜味一幸委員 宮古島市議会には何らかの形で陳情が上がっていて、皆さん方は懇切丁寧に説明すると言っていますが、どういう説明会、もしくは方針を示されましたか。市議会に対してはどう対応しましたか。

○桑江隆環境政策課副参事 先ほど説明しましたが、7月24日の説明会には宮古島市の方や宮古島市議の方も参加されていまして、その中で改正の内容や質問に対して説明を行ってきたところであります。

○座喜味一幸委員 7月24日にやったのですね。そのときにはもう少し市議会議員を集めて、台本の一つでもつくって丁寧にやればいいのに、この説明会には何名集まりましたか。

○桑江隆環境政策課副参事 7月24日は20名の参加がありました。

○座喜味一幸委員 内訳を教えてください。

○桑江隆環境政策課副参事 宮古島市の副市長、宮古島市議が2名、市町村の職員が4名、国の職員が1名、一般の方が8名、報道関係者が3名、所属不明者が1名という形になっております。

○座喜味一幸委員 いずれにしても、県営公園は環境アセスが終わるはずですので、あと残っている大きなものは下地島空港の残地利用なのです。そこについては土木建築部も企業秘密だから出せないということではなく、この地域を県としてどう開発すべきかというトータルのプラン、そしてその中で参加してくる企業をどう位置づけて配置していくかというものが示されなければ、企業それぞれに必要な分だけを割り当てるわけにはいかないでしょう。それは県がある程度音頭をとってやらないといけないはずです。条例の対象となるのであれば早目に通知していくことが大変重要だと思うので、その辺を取り計らってください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情平成29年第98号及び同趣旨の陳情について、沖縄市のごみ山ですが、その後の改善状況あるいは地下水汚染等々に対する県の取り組みについて伺います。

○松田了環境整備課長 ごみ山につきましては、許可取り消しを行いました株式会社倉敷環境とその後関連会社としまして許可を与えた株式会社倉敷が協力して改善していくということで、今、改善計画を策定しているところでございます。当初の予定では9月をめどにということでしたが、より確実な詳細計画を策定する必要があるということで、東京のコンサルタントと連携して改善計画を作成中という報告を受けております。その計画が作成され次第、県で内容をチェックした後、協議会に報告をしまして、内容について確認していただくことを予定しております。それから、地下水につきましては、県で周辺の地下水11カ所を毎年定期的に測定しております。一番最近の測定としては、ことしの3月13日に測定をしておりますが、10月25日木曜日に平成30年度第1回目の地下水測定を行う予定としております。

○仲村未央委員 改善計画の策定中ということでしたが、当初の計画のベースから今どれくらいおくられているのか、あるいは予定どおりなのか、間に少し事件が起きたのでその関係も含めて見通しはどのようになりますか。

○松田了環境整備課長 平成24年度に沖縄市、地元自治会等と基本協定を結んでおりまして、それを前提にすると平成35年1月までにごみ山を撤去する予定になっております。取り消しの許可を行ったこと、それ以前から若干ごみ山改善の進行がおくられていることもありまして、スケジュール的には2年ほどおくられている計算になっているかと思えます。改めて今、株式会社倉敷環境で改善計画を策定中ですので、その改善計画のでき上がりを待って内容について検討していきたいと考えております。

○仲村未央委員 2年ほどおくれるということは、何年になるのですか。当初8年で予定されていたことが結局は10年以上になるということですか。

○松田了環境整備課長 今、計画を見直しているということで詳細な内容についてはまだ報告はありませんが、1日の改善量を幾つかパターンをつくりまし

て、例えば1日幾らという量でやれば何年かかります、それを倍にすれば何年でできますという形で作っているとは聞いております。これは新しい会社と連携して行うということで会社の収支等も踏まえてつくりたいという考えがあるようでして、我々はどのような計画か見ておりませんので、計画が出た段階できちんと内容について確認していきたいと考えております。

○仲村未央委員　そもそも不法投棄したということが発端になってのごみ山の処理なので、悠長にゆっくりやってくださいということでは本来ないはずだと思います。そういう意味では、新しく立ち上がった倉敷との協定においても、県のそもそもの指導の中でいつまでにとか、後ろはずれませんか、そういう要請といいますか、皆さんの指導というのはないのですか。

○松田了環境整備課長　平成24年度に地元自治会、それから沖縄市、県、事業者と基本協定を結んでおりますので、その中では新しい施設一溶融炉ですが、これが稼働して8年後までに改善するという約束を交わしております。まだ基本協定は生きておりますので、基本的に県としましては平成35年1月末までに改善すべきであると考えておりまして、事業者にもそのように説明をしております。

○仲村未央委員　それから地下水汚染ですが、先ほどの答弁でおっしゃった25日というのは何ですか。

○松田了環境整備課長　年2回測定を実施しますが、平成30年度第1回目のサンプリングがあさって25日の予定になっているということです。

○仲村未央委員　ごみ山のそもそもの性質調査も入っていますか。

○松田了環境整備課長　地下水の汚染の原因、それから対策を検討することなどを目的に昨年度、学識者を委員とする検討委員会を立ち上げまして、昨年度1回、今年度2回、検討会を予定しております。その検討に必要な各種データを取りそろえるということで、ごみ山等の中にどういうものが埋まっているのかボーリング調査等を行っております。

○仲村未央委員　それは地下水そのものとごみ山もあわせて調査をして原因をよりはっきりさせていくということになりますか。

○松田了環境整備課長　そういうことでございます。

○仲村未央委員　その調査をして、分析をして云々ということで原因の究明はどれぐらいのめどをもって迫ろうという判断ですか。

○松田了環境整備課長　今、ボーリング調査をしているところでございまして、その調査結果を踏まえて今年度はあと2回検討委員会を開きますが、その中で調査がこれでいいのか、あるいはもっと詳細な調査が必要なのかという方向性が見えてくると思います。現在、我々は、今年度と来年度に必要な調査を行って結論を出したいという考えではございますが、委員から追加の調査等が必要であるという御助言がありましたらもう少し調査が延びることになるかと思えます。

○仲村未央委員　対策のあり方についても必ずしもこれでよしと地元が思っているわけでもないことが井戸のあり方も含めて何回か指摘されていますよね。配置している場所も含めて原因がとにかく究明されないことには適切な対策になっているのかも出てくるでしょうから、そこは引き続き調査をお願いしたいと思います。それから、このごみ山の背景になっていた—もちろん混合ごみを民間から安く受け入れて、競争という部分では優位になった当該者のやり方がこのようなことをつくり出したことはかねがね指摘があったと思います。その中にあった米軍のごみはその後、一時米軍施設内に保管されたり、受け入れ先が見当たらないということで社会問題にもなっておりましたが、その後はいかがですか。

○松田了環境整備課長　米軍のごみにつきましては、一時期米軍基地内に保管しておりましたが、環境ソリューションという同じ沖縄市にある会社が昨年12月から処理を行い、ことしの4月末までに全ての処理が終わったという報告を受けております。現在は環境ソリューションとそこ以外にもう1社ございますが、2社で米軍のごみの処理が行われている状況であります。

○仲村未央委員　結局、分別については、入っている中間の引き取りの会社がやっていてそういう契約をしているのか、そこはどのような状況ですか。

○松田了環境整備課長　米軍側は基本的に分別を行っておりませんので、収集

後、環境ソリューションに持ち帰ってそこで分別を行い、燃えるごみは燃やす、リサイクルできるものはリサイクルするということで、業者が分別を行っている状況にあります。

○仲村未央委員 自治体の受け入れもありますか。

○松田了環境整備課長 今、中城村北中城村清掃事務組合で受け入れを行っておりまして、手元に5月までのデータしかありませんが、1日四、五百キログラム受けておりまして—12月から受けておりますが、月平均3000キログラムから4000キログラム程度受け入れを行っていると聞いております。

○仲村未央委員 今の自治体の受け入れ分も、分別は自治体側が受けているのか、間に業者が入って分別された後のものを自治体が受け取っているのか、そこはどのような状況ですか。

○松田了環境整備課長 業者が収集を行い、分別した後、燃えるごみを組合に搬入している状況でございます。

○仲村未央委員 分別の手が回らないとかということで激変緩和措置という、沖縄独自の予算措置もしていますよね。そういう中でももちろんそれをなりわいとするということについては必要性もありますし、需要もあるということで今このような形で回っていますが、やはり沖縄県の環境に対する負荷を考えたら、それはやはり根本の措置ではないと思います。どうしても米軍に法的な権限が及ばない中であっても、環境に対する取り組みは属地の仕組みの中で機能してくれないと——たびいつでも問題が起こればつけ回して結局は今回のように手に負えない、自分たちで処理できない規模まで膨らんでしまいましたし、それがまたさらに自治体に転化するということになっているわけですから、やはりしっかりと繰り返し米軍に求めていくことは沖縄県の行政の範疇として求められていると思います。そのことについて交渉なり、議題としての先方への調整はどのようにになりましたか。

○大浜浩志環境部長 この件につきましては、やはり分別の徹底、減量化が必要ということで、日米合同委員会の中の環境分科委員会の中で分別の徹底等について議題として上げてくれないかということ、7月に環境省へ出向きまして要請、調整を行ってきたところでございます。向こうとしては、それも含め

ていろいろな懸念事項もありますので、県と連携していろいろなやりとりをしましょうという形で終わってきたところですが、県としては環境分科委員会へ議題として上げて取り組んでもらいたいということで要望をしているところです。

○仲村未央委員 非常にそれは大事なことですごくハードルは高いかもしれませんが、J E G Sの中でも基本的には減量やりサイクル、その要請は米軍もみずからやるということは認めているわけですね。個別の処理については間に中間業者を挟んで云々という想定はしているかもしれませんが、使命としては何も彼らはやらなくていいということを帯びているのではなくて、もともと米軍みずからもごみの減量や負荷に対する考え方は持っているわけです。そもそも厳しい基準をとりましょうとか、環境措置を地域のものに合わせていくということは思っているはずなので、やはりそこは引き続き強く、まずは突破口として要請して、環境に絡むもの—ごみは表面化してすごく緊急性があるので環境省に行くことはもちろんだと思いますが、加えて現場の環境レベルでのいろいろな調整というのは次々来ますので、ぜひそこは繰り返し、繰り返し達成できるまで取り組みを強めていただきたいと思います。先方の反応や環境省の姿勢など、その後の状況を今わかっている範疇で教えてください。

○大浜浩志環境部長 それ以降の進行はまだございませんが、引き続き取り組めるようにしっかり対応していきたいと考えております。

○仲村未央委員 今、受け入れ自体は自治体が持っている1カ所と民間の部分でやっているということですが、問題になっていた嘉手納あたりのごみなどは一応はキャパシティーは足りている状態ですか。

○松田了環境整備課長 そのように理解しております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 陳情平成29年第122号、糸満の国立墓苑のごみ問題について、糸満市と協議している状況を教えてください。

○松田了環境整備課長 県が事務局になりまして、ボランティア回収を昨年1

月に実施しております。今年度につきましても、同じように県が事務局になりまして、ボランティア回収を実施したいということで去る8月にことしの1月に協力していただいた方々糸満市を含めて、産業資源循環協会等の方々に集まっていただきまして、今年度の実施方法についていろいろと意見交換をしたところでございます。県のたたき台としまして、今年度は2回に分けてやらどうかという話を出させていただきましたが、やはり2回に分けると対応が大変ではないかということもありまして、土日の2日間を使ってやる方向で改めて計画の練り直しをしているところでございます。

○上原正次委員 6月定例会でも聞きましたが、ごみがどの程度あるかが把握されていないという状況があつて、調査費をつけるようなお話を聞きましたが、これは次年度になるのですか。

○松田了環境整備課長 今年度、調査費が確保できましたので、入札を行いまして業者が決定して8月から調査を行っているところでございます。

○上原正次委員 土地が糸満市となっておりますが、糸満市からも予算が出るような形になるのか、県の環境部だけでやるのか、その部分を教えてください。

○松田了環境整備課長 調査は県の単費で確保しましたが、ボランティア回収の際に回収できたごみにつきましては糸満市に処理をお願いしておりますので、その部分については糸満市が費用を確保している状況でございます。

○上原正次委員 調査が終わるのは大体何月ごろの予定ですか。

○松田了環境整備課長 手元に詳細な資料がありませんが、一応、1月ごろをめどに調査が終わりまして、報告書を取りまとめていただくというスケジュールになっております。ただ、現場ではごみがあるまま積もった状態ではなくて、長い間そのままにされている状況がありまして、木くずや葉っぱなど、地面の状態がよくわからないところもありまして、当初はどのぐらいあるのか量まで調べたいということでしたが、そこまでの調査は掘らないといけないということで、まずはどういったところにあるかという、場所を明確にする作業を今年度委託で実施する方向にしております。

○上原正次委員 パトロールなどを行ってみて、新たな廃棄物などはありませ

んでしたか。

○松田了環境整備課長　ことし1月に回収した際—これは摩文仁の崖の上から捨てられたのではないかと思われるような状況でしたが、今、公園は管理もきちんとされていますし、崖はアダン等が繁茂してなかなか人が近づけないような状況になっております。また、出てくる廃棄物も以前に捨てられたようなものですので、新たなものはないのではないかと考えております。

○上原正次委員　ぜひ早目の対策をお願いします。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員　陳情平成29年第11号「沖縄県の蝶（県蝶）」制定に関する陳情ですが、その後にも2度ありますよね。改めて現在の方向性をお聞かせください。

○金城賢自然保護課長　県蝶の制定につきましては、沖縄県の蝶制定県民の会から県のチョウを制定してほしいと。自然の動植物等を自治体のシンボルとして木、花、鳥については指定されておりますので、そういった身近な自然を守るという意味では非常に重要だと思っておりますが、県全体となりますと、八重山、宮古も含めて県としての盛り上がりといったことが重要だと。蝶制定県民の会は、これまで彼ら自身で県民投票をやってしまして、そのときの投票結果は沖縄本島が中心になったものですから、県全体としては宮古や八重山といったところの状況も必要だということで蝶制定県民の会に宮古、八重山での取り組みについても進めてくださいと、そういったことが必要ということはお伝えしました。今現在、近況報告は受けておりませんが、蝶制定県民の会ではそういったことに取り組んでいるということ聞いております。

○山内末子委員　去年、陳情が出されてから、その後シンポジウムが行われたり、かなり積極的に皆さん動いてしまして、その件についてはどなたに聞いても制定したほうがいいのではないかという状況はありますが、こちらに書いてあります皆さんの言う県民の気運の高まりですとか、そういうものはどういうことを前提として気運の高まりととられているのですか。

○金城賢自然保護課長 繰り返しになりますが、全県的なそういった一投票も先ほど申しましたように、本島が中心だったものですから、宮古、八重山でこういったチョウを制定してほしいのかというところはまだよくわからない部分もあります。また、沖縄は離島県でいろいろなチョウがいますので、例えば宮古や八重山にはいないチョウを制定した場合に、宮古、八重山にいないのということになりますので、そういったところも見きわめといいますか、考えないといけません。専門家にもいろいろお聞きしながらやっていかないといけません。まずは県全体として宮古、八重山、それから全域含めて県蝶を制定すべき、制定してほしいということが必要なのかと思っております。

○山内末子委員 県蝶を制定することは否定していないという理解でよろしいですか。

○大浜浩志環境部長 先ほども申し上げたとおり、県の象徴としてチョウを指定することについては、自然環境上もやはり意義のあることではないかと考えておりまして、我々としては全県的に誰が見てもこれは県のチョウだとわかるような状況をつくるのが大事かと思っております。昨年の11月1日から20日まで琉球新報を中心に県民投票を行ったということでございますが、主に沖縄本島の中南部の方がほとんどだったという感じを受けました。また、蝶制定県民の会の中でもいろいろ検討委員会などを開いておりますが、本島の方が多いということもありまして、やはりこれは離島も含めた形で、与那国の方や誰が見ても県蝶だということがわかるような形が必要かと思っております。県民投票の結果は、1位がオオゴマダラ、2位がリュウキュウアサギマダラ、3位がフタオチョウ、4位がコノハチョウ、5位がツマベニチョウになっております。投票数云々もありますが、沖縄本島を中心にした、しかも中高生を中心にした投票であったということもありますので、もう少し全県的に広げて、委員会にもきちんと専門家を入れてやってくれないかということを守る会、要請者には伝えております。そのような状況が整いましたら、我々としては自然環境保全審議会へ諮問し、答申を得て、議論をして、知事の決裁を得て告示という話になろうかと思います。

○山内末子委員 では、今はどのチョウを指定するかというところを見きわめながら……。

○大浜浩志環境部長 それと、県民全員に県蝶だと認められることが必要かと。

○山内末子委員 県全体でというところですね、わかりました。蝶制定県民の会の皆さんたちが積極的にやっていることがありますので、その辺が決まりましたら早目の決定をしていただきたいと思っております。期待していますので、よろしくお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情第83号外1件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

金城武企業局長。

○金城武企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、新規2件となっております。

資料1ページの陳情第83号座間味島の最重要観光地内に計画されている浄水場建設予定地の変更を求める陳情の処理概要について、御説明いたします。

座間味浄水場の建設予定地は、座間味村役場の意見等を踏まえて複数地点を選定し、関係法令、事業費、用地取得の可能性等を比較・検討し、これら用地の利用状況、利用計画等を確認した上で選定しております。座間味浄水場建設予定地の変更を求める会から提案のある代替案3地点については、これまでの検討において実現困難な場所であることを以下のとおり確認しております。

(1) 座間味港テニスコート用地は、港湾緑地機能を維持する必要があるため、一般開放が前提となります。一方、浄水場は衛生面において保安管理が必要であり、一般開放できないため、建設に係る条件が一致しません。

(2) 座間味ダム下流域は、土地筆数が多いことに加え、その中には土地所有者が亡くなっている土地もあり、その相続権を有する法定相続人も亡くなっているなど、孫の代を含め法定相続人が相当数いることが見込まれます。また、土地売買や相続登記などに必要となる所有権保存登記がされていない土地もあり、提案地の用地取得については、膨大な時間や作業を要するだけでなく、全ての関係者から同意を得られる保証もないことから、提案地の用地取得は現実的ではありません。

(3) ヘリポート用地は敷地が狭いため、浄水場を建設するには土地造成が必要となり、環境への負荷が大きく建設地として適しておりません。

代替案3カ所においては、このような状況であることから、県としましては、座間味浄水場の建設は現予定地で進めたいと考えております。なお、浄水場からの放流水については当初、阿真ビーチへつながる河川へ放流する計画でしたが、陳情者からサンゴ礁を含めた海域環境への影響を懸念する意見等があったことから、環境対策に万全を期するため当該河川へは放流せず、放流先は別の場所に変更いたします。

資料3ページの陳情第92号座間味島の最重要観光地内に計画されている浄水場建設予定地の変更を求める陳情の処理概要については、陳情第83号と同じ内容となっております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

上原正次委員。

○上原正次委員 陳情者の方々からお話を聞いて、時系列でこれまでの流れ等の資料をいただきました。陳情者の説明によると、進め方について丁寧にしていないという一資料を見ても、施設自体には反対ではないと。これは島民の皆さんの願いでもあり、希望でもありますから、企業局は早目に進めようとしていることはよくわかりますが、これまで陳情者の方々、地域住民等への地域説

明会等に関して企業局としてはどのように行ってきましたか。

○金城武企業局長 住民説明会を6月と8月の2回開催しておりますが、その前に当該予定地の区長にいろいろと説明して同意を得て、その後に住民説明会という形になりました。その中で放流先の問題や建設予定地としては別のところが適当ではないかとか、いろいろな御意見がございまして、そういう意見を聞きながら我々としてはこれまでの選考過程、当初8カ所を候補に挙げて、そこから先ほど申し上げたようにいろいろな形で関係法令や費用の問題などを含めて選定してきました。確かに、先に場所が決まっているというお話をかなり気にされていましたが、我々としては当初から民有地を予定地として想定していたものですから、逆にこれを決めない形でやりますと、いろいろな土地、事業者といいますか、そういう方々が入り込む余地が出てきて余計に混乱する可能性もあるということで、我々としては当然に実現可能性といいますか、そういう事業計画を住民の皆様にも説明する必要があります。住民側からすると最初から決めた形でやっているのではないかというお話がありますが、逆に候補地を二、三カ所挙げて住民に説明しますと、やはり先々の用地選定に非常に影響が出てくるのではないかとということで我々としてはそういう段取りで丁寧に説明してきたつもりであります。

○上原正次委員 浄水場の供用開始年度はいつですか。

○上地安春建設計画課長 現在のスケジュールで進めていきますと、平成32年の供用開始を予定しております。

○上原正次委員 企業局は時間がないという進め方をしているような感じがしています。挙がっている建設予定地に関して排水設備を座間味港のほうにとお話がありました。それに関しても企業局としては対応していると思いますが、陳情者の方々が提案地としている座間味ダム下の地権者の同意について、企業局と陳情者の方々とは少し食い違いがあるのではないかと。二、三日前に企業局からお話を受けましたが、その後に陳情者から聞きますと、ほぼ同意を得れる状況があるというお話しをしていました。企業局としては時間がないということなので、陳情者の方々へ確実に同意を得られるのかというお話をしましたら、大丈夫みたいなこととお話ししていました。それに関して企業局から提案地の地権者の方々に対してお話はされましたか。

○上地安春建設計画課長 阿真地区で建設を予定している用地、浄水場建設に必要な面積—5000平米程度ですが、ダム下流域でこの面積を確保するためには18筆の土地が必要となります。陳情者の方々が確保したとされる土地が7筆あるという話でしたが、その土地について我々が調査したところ、所有者が亡くなられているということがございましたので、陳情者にどのように確保したのかということを確認したところ、相続人のうちの代表の方1人から口頭で同意を得ているということで、同意書等の書面は交わしていないというお話でした。また、ほかの相続人が同意しているかどうかというところにつきましては不明ということでありまして、我々の判断としましては確保できているとはいいがたい状況と考えております。したがって、事業を確実に進めるためには現予定地が最適であると考えております。

○上原正次委員 陳情者の方のお話を聞いたのがきのうなのですが、企業局と陳情者とのお話—直近でいいですが、いつお話しされましたか。

○金城武企業局長 10月11日に我々から細かく説明し、2時間ほどかけてお互いの意見交換といいますか、それぞれ疑問点を出し合って話し合いをしました。陳情者の皆様からは7筆ということですが、我々が建設に必要な面積としては5000平米で18筆ということで、向こうが言っているものも18筆の中の一部という形もありまして、全体を確保するためにはやはりこれだけの筆数と—7筆のうち5筆の方は亡くなっていて、どうしても法定相続人といって相続する人が出てきます。次の世代がもし存命であればいいのですが、登記簿を見る限り相続人が大正生まれの方になっているので、これはまた次の世代の方たちを探して確保しないといけないこともありまして、なかなか現実的には厳しいかと我々としては考えているところです。

○上原正次委員 法的なことになりますのでなかなか私自身もわかりませんが、今、局長がお話ししたのと陳情者の方のお話で食い違いがあるような感じがします。また、今の予定候補地はもともと県が指定した工作物をつくらない—海岸環境を積極的に保全する区域という形の琉球諸島沿岸海岸保全基本計画に指定されている地域になっています。そこに浄水場ができた場合、この浄水場の施設を守るために、防波堤が設置される可能性があるというお話も陳情者からありますが、企業局としては琉球諸島沿岸海岸保全基本計画に関してどのような考えを持っていますか。

○上地安春建設計画課長 沿岸や海岸部における防波堤等の構造物の設置については、県海岸防災課が策定した琉球諸島沿岸海岸保全基本計画に基づき実施することとなっておりますが、今、委員がおっしゃったように、現時点において座間味島で新規に防波堤をつくるという計画はございません。また、今後も事業者等から要望がない限り基本計画を見直すことはないと考えております。

○上原正次委員 陳情者の方々のお話を聞いていますと、今そこに浄水場をつくってしまえば、後々施設保全のために防波堤ができるのではないかとこのことをすごく危惧しているところがあります。そういったこともありますし、陳情者の方からお話を聞いてすごく課題があるような感じが見受けられますので、そこは企業局としてしっかり説明していただいて、皆さんも浄水場は絶対なくてはならないというお話をしていますので、その部分をしっかり説明していただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 皆さんの現状の中で浄水場建設予定地については、水道広域化に伴うということですが、まず浄水場建設については村も住民も同意しているということで構いませんか。建設そのものには異議はありませんか。

○金城武企業局長 水道広域化というのは、離島の抱える水道のいろいろな課題がございます。特に、水源・水質やこの辺の悪化、あるいは渇水等の制限給水等もございます。それから本島に比べて割高な水道料金、慢性的な赤字経営等もございます。そういう問題を解消していきたいということが大きな目的でございます。そういうことで平成26年11月に沖縄本島周辺8村と協定書を結んで、企業局で水道供給を行うという覚書を交わしているところでございます。

○崎山嗣幸委員 この8村の計画は、随時計画的に一今、座間味の件がありますよね。この8村については何年度、何年度という計画はありますか。座間味そのものの計画年度は今年度なのですか。

○上地安春建設計画課長 水道広域化の実施時期について、粟国村につきましては、平成29年度—ことしの3月になりますが、既に用水供給を開始しております。今後の予定につきましては、渡名喜村で若干おくれが生じましたが、平

成31年度が渡名喜村、北大東村、座間味村の阿嘉島の予定となっております。
平成32年度が南大東村、座間味村の座間味島。それから平成33年度に渡嘉敷村、伊平屋村、伊是名村といったスケジュールになっております。

○崎山嗣幸委員 今、課題になっている座間味については平成32年度の実施予定ということですのでよろしいですね。

水道広域化に伴って水道料金の低減化を図るということですので、これは恐らく村も住民も同意しているということで理解して質疑したいと思います。幾つか問題になっているもので、企業局が予定している阿真キャンプ場については道路への出入りがないとか、ここは予定地の隣地が自治会所有だけれども、所有者の了解が出ていないという意見が住民側からありますが、これはどうなっていますか。

○上地安春建設計画課長 建設予定地の土地については、土地所有者がお亡くなりになっている状況、相続される12人の方から売買に関する同意を得ている状況でございます。用地の出入りについては、用地の裏側から入れるような道路がございますので、施設等への入場も問題ないと考えております。

○崎山嗣幸委員 では、今言われている道路の隣接地については、ここは全部の同意を得なくてもほかのところから入れるので支障はないということの理解でよろしいですか。

○上地安春建設計画課長 はい。

○崎山嗣幸委員 放流水については、阿真ビーチにつながる河川に放流する計画でしたが、陳情者からサンゴ礁を含めた海域環境への影響を懸念する意見等があったことから、別の場所に変更することについて、明確に環境に影響しないという説明はなされていますか。

○金城武企業局長 これについては第2回の住民説明会でも説明していますし、また先日の10月11日の陳情者との意見交換の中でも説明しているところでございます。

○崎山嗣幸委員 この件については、陳情者も含めて同意はなされていますか。河川に放流しないということについては納得されていますか。皆さんがおっし

やるとおり、環境に影響はないということについては理解されているのかということですが。

○上地安春建設計画課長 2つ目の陳情第90号の内容としては、ダム下流域への変更を求める内容にはなっておりますが、その中で浄水場からの放流水を座間味港内へ流れる川に放流したほうが良いという考え方が示されております。

○崎山嗣幸委員 この考え方は皆さんからですか、どちらからですか。

○上地安春建設計画課長 陳情の中でそういった考え方が示されております。

○崎山嗣幸委員 変更を求めている陳情者から、そこは環境の問題とかいろいろな問題があるということが指摘されておりますが、企業局としては住民説明会を実施して陳情者や村も含めて納得が得られたということなのか、住民の皆さんの意見はどういう状況ですか。

○上地安春建設計画課長 まず、場所の選定につきましては先ほど御説明したとおり村とも協議を図っておりまして、地元阿真区の区長にも御説明した上で区長の同意は得られているという状況があります。それを踏まえて第1回説明会を開催しましたが、その中で放流の懸念であったり、場所選定の根拠であったり、そういった疑問が生じてきましたので、その辺を細かく詳しく説明するために第2回説明会を開催しました。我々としましては説明は尽くしたと考えているところですが、変更を求める意見というのは何名かの方々が持っていていらっしゃるというところでございます。

○崎山嗣幸委員 座間味島にはどれぐらいの世帯がありますか。

○上地安春建設計画課長 座間味島につきましては、603人と理解しております。

○崎山嗣幸委員 600名ということになると、皆さんが環境に影響しません、放流水もこのようにしますといろいろ説明している部分について陳情者だけではなく村も皆さんの考えがここでないといけないと。また、代替地については先ほど説明されているように、ここでは無理という皆さんの説明を陳情者だけではなくて、600名の方がどう理解するかということだと思えます。この600名

の皆さんの意思といいますか、それは議会で反映されるのか、皆さんがそれぞれ個別に意思をとるのか、説明会で了解を得たと思うのか、圧倒的に過半数が企業局の説明に納得できない、これはやはり難しいという場合については困難ですよね。そういった意味での民意の捉え方やどのように進めていくのかということについてはどう考えていますか。

○金城武企業局長 我々としましては、これまでも住民説明会を開催して一定の理解は得られたと思っていますが、御指摘のように住民の一定の合意づくりは重要だと思っています。それが一つとしては村議会あるいは村当局の考え、そして村議会の中で用地の変更を求める意見書が提案されましたが、それは否決された。村議会の中で村長は、企業局が予定している現予定地を支持するというような答弁もなされているという状況もございます。そういう意味では、全ての住民というわけにはいきませんが、村当局、村議会の中でも多数は我々の事業を理解していただいているのかと考えております。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても住民にとって水道料金が安くなって生活に寄与するという意味では、浄水場の建設については全ての方が賛成していると思いますので、推進することについては私も異議はないと思います。ただ、場所についての問題が惹起されているので、どちらにしても課題となっている問題点について村と議会と民意といいますか、理解を得て進めていると言っていますが、600名という少ない住民ですので、可能な限り納得していただいて、そして説明をするという努力はしないと、せっかく島民の皆さんのために提供するという水道事業そのものが混乱してよくないと思います。実施は平成32年度となっていますが、そのタイムリミットもあると思いますので、ぎりぎりのところまでといいますか、歩み寄りを見せて説明することが必要だと思います。この事業そのもののタイムリミットはいつごろを想定していますか。

○金城武企業局長 8村の水道広域化というのは、最終的には平成33年度までにということで覚書を結んでおりまして、我々は沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で取り組もうということになっておりますので、ここが一定の区切りなのかと考えております。それに向けて事業としてはしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 次年度の予算措置はどういう感じで考えていますか。

○金城武企業局長 今年度は調査設計を予定しておりまして、全部済んだわけではありませんが、次年度以降、平成31年度、平成32年度の2カ年かけて工事を行う計画になっております。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても陳情を出されている皆さんの指摘もあるので、島民の皆さんの意見を聞いてといいますか、可能な限り歩み寄りを見せて決着をつけてもらえればと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 離島の中で既に広域化という形で実施したところはどこですか。

○上地安春建設計画課長 栗国村が平成30年3月に用水供給を開始しております。

○仲村未央委員 栗国村も含め、県の広域化という意味では、例えば栗国村の場合、実際に水道料金の格差はどれぐらい縮まりましたか。

○石新実配水管理課長 ことし3月1日から用水供給を開始しまして、栗国村ではそれを受けて4月1日付で給水条例を改正いたしました。本会議でも質問がありましたが、ほぼ半額ぐらいの料金で沖縄県の平均並みの料金に改正されております。

○仲村未央委員 栗国村の例もそうですが、やはりこれは沖縄県全体が非常に水事情に厳しい環境であるということは県民の共有の課題ではありますが、またさらに離島の厳しさ、特に今上がっている8村の広域化を通じた格差の是正というのは、県民の共有の中ですごく期待も大きい事業だと思います。そういう意味では歓迎される事業であってほしいということを非常に感じるわけです。一方で今、陳情が出ていますが、どこかでボタンをかけ違ったことがあったのか、非常に厳しい指摘が出ているので、なぜだろうという感じはします。候補地がそれぞれ挙がっている中で見ると、処理方針の(1)と(3)はそもそも適当ではない土地といいますか、面積的な要件や場所的にも無理だという感じがしています。(2)の座間味ダムの下流域ということで先ほど来地権者

の同意がという状況ですが、ここはもし100%同意が得られた場合にはそもそも建設の土地としては可能な土地ではあるのですか。所有者の同意が取りつけられたということがかなえば（２）も本来は建設が可能な土地ということですか。

○上地安春建設計画課長 現状の土地の取得の難しさが仮に解消されるという話であれば、我々としても用地選定の有力な一つになると考えております。

○仲村未央委員 先ほどの説明ですと、相続人の中にはお亡くなりになっている方もいらっしゃるということで、地権者の同意を全て得ることはなかなか難しいという説明でしたが、例えば、浄水場を建設するという目的に沿って、公共性があるということで代執行などはかなうのでしょうか。

○上地安春建設計画課長 委員のおっしゃることは、土地収用法の適用が可能かということだと理解しておりますが、水道事業及び水道用水供給事業は、土地を収用できる事業として認められているところです。浄水場建設のために土地を収用するには、国土交通大臣から事業認定を得る必要がありますが、我々としましては阿真地区に浄水場建設用地を選定しておりまして、ダム下流域で浄水場を建設することについては、事業認定の要件に適正かつ合理的な利用に寄与することを証明するという要件がございまして、ほかに候補地がある中そこで事業認定を得ることは困難であると考えております。

○仲村未央委員 つまり、別に候補となる土地が存在する以上、代執行はできないという理解でよろしいですか。

○上地安春建設計画課長 はい。

○仲村未央委員 もう一つは、浄水場から排出される出さなければいけない水というのは、どういう水質なのですか。つまり、環境に対する水質というのはどういうものですか。

○上地安春建設計画課長 浄水場から放流する水につきましては、そもそもダムや地下水から取水した水を飲み水に変える過程で発生するものでありまして、当然その中には濁質等も発生しますが、そのまま流すのではなく、濁りを除去するなど適切な処理を施した上で一もちろん水質汚濁防止法があります

が、その排水基準を十分満たしておりますので、環境に影響を与えるような水質ではありません。水道水と比較すると、塩分やカルシウム濃度が若干高くなりますが、環境中の水としては問題のあるような水質ではございません。

○仲村未央委員 そうとはいえ、塩分やカルシウムも含めてそれがずっと継続的に長期に放出されることが当面は影響が出ないかもしれませんが、一度つくとこれが何十年と続く想定ですよね。そういう長期にわたる影響についてはいかがですか。

○上地安春建設計画課長 これについても第1回説明会の中で地元住民の方から懸念の声が上がりましたので、鳥類の専門家、サンゴの専門家、ウミガメの専門家の方々から意見を伺ってまいりました。その中で、鳥類については特に影響はないだろうということでしたが、サンゴ、ウミガメについても直接的な影響は考えにくいけれども間接的あるいは長期的な影響については何とも言えないといえますか、確実に大丈夫とは言えないというようなコメントをいただきましたので、それをもって我々としましても万全を尽くすために当初予定していたビーチに流れる河川には放流しないという判断になりました。

○仲村未央委員 そうなると、長期的、間接的な影響までは、直ちにこれが継続になされることの度合いとか、影響度というのは実際には時間がたたないと立証されようがないと思いますが、結局は当初予定していたところには流さずにどこに持っていきますか。

○上地安春建設計画課長 現在、候補として考えているのは、座間味集落を流れて座間味港に注ぐ内川という河川がございますが、そこに放流水を流すということで今後調整を図っていきたいと考えております。

○仲村未央委員 その内川だと先ほど言っていたサンゴやウミガメへの影響は大丈夫なのですか。

○上地安春建設計画課長 これについても河川の管理者等との調整がありまして、届け出あるいは許可といった手続が必要になってまいりますので、我々としましてはそういった許可も得られるものだと想定しております。

○仲村未央委員 それと、先ほどの事業のスケジュールからいくと、平成32年

度の供用開始ということでしたが、事業実施のスケジュールに向けて陳情者を含め村側との話し合いやいろいろそごがないような取り組みというのは継続的になされますか。

○金城武企業局長 我々としてはこの事業を進める上で村の意向というのは非常に重要なことだと考えておりますので、しっかりと村の理解を得ながら陳情者含めて村からいろいろなお話があれば我々もそれに沿っていろいろと御説明をしていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 この事業は、長年の離島の水事情を解消するためにも水道広域化計画ということで進められた歓迎されるべき計画であるはずなのです。座間味においても当然事業は非常に喜ばしいことだと考えますが、そういう歓迎されるべき施設なのにこのように住民側で意見が割れてしまっているということは、非常に残念なことではありますが、行政側も一つの手法という点ではもう少し丁寧さが必要だったのではないかという感じは否めません。こういう歓迎されるべき施設あるいは迷惑施設もそうですが、どうしても100%ここでいいというような意見の統一というのは結構難しいのです。どこをとっても恐らく100%賛成はないでしょう。その中でここがいいという理由、あるいはここではいけないという理由を明確に当事者一反対する側にも説明をするという点では何度足を運んだかということにもなりますが、2回の説明会では少ないのではないかという感じはします。また、財源の問題もありまして、これはハード交付金ですか。そうであれば、平成33年度が限度です。これができなくなると、千載一遇のチャンスという意味では後悔しても始まりませんし、やはり財源の期限というのがあります。それをしっかりと説明して納得のいく形で歓迎される事業にしていけないといけないと思いますので、十分丁寧な説明をしてもらいたいという考えです。これは意見として述べておきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 事業は企業局の事業だと思いますが、今の計画地は村有地ですか。

○上地安春建設計画課長 今建設予定地となっている阿真については民有地です。

○糸洲朝則委員 地主はどれぐらいいますか。

○上地安春建設計画課長 地主所有者はお一人でお亡くなりになっていますが、その相続人が12名おります。我々としては、その土地の売買について12名の方々から同意を得ている状況でございます。

○糸洲朝則委員 これは今、お話が出ましたように、浄水場をつくるというのは一現在も浄水場はあるわけですね。

○上地安春建設計画課長 現在、村の浄水場が一場所は大分離れたところになります。別の場所でございます。その浄水場が老朽化しているとか、あるいは水質的に悪化してきて今の浄水処理では対応できないということで新しい浄水場が必要という計画になっております。

○糸洲朝則委員 水道の広域化に伴って企業局が座間味村の浄水場をつくって企業局の事業としてやっていくということになるのですか。

○上地安春建設計画課長 座間味村含めて離島の水道というのは、各村で全て一元管理しております。取水から浄水処理まで企業局が賄って浄水処理した水を市町村に送っていますが、要は、今、本島で実施している体系と同じような体系で用水供給を拡大していくという計画になっております。

○糸洲朝則委員 本島でもそうですが、企業局から市町村が水を買うわけですね。これが広域化することにより従来より安くなるわけですね。

○上地安春建設計画課長 水道料金につきましては、離島の料金格差というのが非常に大きく、先ほどもお話がございましたが栗国村につきましては、用水供給を拡大したことで企業局からは102円で卸していますので、そのこともありまして料金を半分程度下げることにつながったと認識しております。

○糸洲朝則委員 いずれにしても、電気とか水道というものはやはりどこにい

でも平等のサービスが受けられるようにというのが公共料金、あるいは公共水道という意味でもあると思うので、それはできるところからやっていくということでは大変重要だと思います。ただ、陳情が出ている以上は一何カ所か候補地も探してきたり、そういったこと等もあるのでそこら辺は話し合いなどもやっていると思いますが、処理方針を見ても皆さんなりに答えを出しているということもよく理解できますし、やはりそこは陳情者の皆さんに理解していただく努力が必要だと思いますが、いかがですか。

○金城武企業局長 我々としてもこれまでずっと出ておりますように、歓迎される事業だと思いますので、そういう意味ではできるだけ我々も丁寧に引き続きそういう説明を尽くしていきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 ぜひそのように努力してください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 今、委員たちからいろいろな質疑、また要望がありましたが、私も同じように思っております。水の安定した供給、命を守る水ですので、島民も村民もとても期待していると思います。観光客もこれからどんどんふえてくるでしょうし、そういった意味でこの事業の必要性というのは誰もが同意をしているところですが、この委員会においても傍聴に来ている陳情者の方から声が出てくるということはまだまだそれが皆さんに理解されていないと。600名余りの人口の中でそういった意見が少しでもありますと、やはり暮らしていく皆さんにとってはいろいろな形で暮らしにくい部分が出てきても困ると思いますので、局長の言っている本当に期待される事業をしていくためには一度、二度の説明会だけではなく、皆さん方との折り合いをもう少し頑張っていただきたいと思っております。先ほどもありましたが、実際にしっかりとやっていくということをもう一度お願いいたします。

○金城武企業局長 委員の皆様からも今後も引き続き丁寧に説明してほしいという御要望を受けましたので、今後もそのあたり一内容的にどうしても村側からのいろいろな説明も含めてやらないとなかなか難しいところもございますので、座間味村とも連携しながら陳情者の皆さんに対する説明については今後も努力していきたいと思っております。

○山内末子委員 ぜひ焦らずに、事業は本当に目の前に来ておりますけれども一焦らずにというのは、すぐつくとかではなく、皆さんたちとしっかりとコミュニケーションをとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 人口が600人ということですが、観光客は年間どれぐらいいますか。

○上地安春建設計画課長 座間味村からの情報ですが、年間直近で10万人入ってきていると伺っております。

○赤嶺昇委員 600人だけではなく、10万人の観光客も来るということは、やはり急ぎではありますよね。水はとても大事ですが、陳情者がこれだけやっているということは一先ほど11日に話し合いをされたということですが、改めてまた話し合いをする予定はありますか。これはやはり村も入ったほうがいいということですか。

○金城武企業局長 これは村の御要望といいますか、いろいろなものを受けて事業として進めている事業でございますので、村としっかりと基本的な考え、認識をすり合わせしながら進めないとなかなか難しいところもございますので、その辺も村と相談した上で話し合い含めて今後、対応していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 そのとおりだと思います。やはり、村も県も一緒になって、あと陳情者の皆さんもセットになって話し合いをしたほうがいいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城武光委員。

○玉城武光委員 話は大体尽きていると思いますが、陳情者の皆さんも来えますし、先ほどから説明が不十分だったのではないかという話も出ています。

そして今、局長も説明はやっていきたいということですから、何回でも説明会を開いて理解を得てやっていただくほうが一番いいと思いますので、その面でもよろしくお願いいたしますと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議案、請願及び陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案、請願及び陳情の採決の順序などについて協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

これより、議案、請願及び陳情の採決を行います。

まず、乙第4号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第5号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第6号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第7号議案財産の取得について、乙第8号議案財産の取得について、乙第9号議案訴えの提起について及び乙第11号議案車両損傷事故に関する和解等についての7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案7件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案から乙第9号議案まで及び乙第11号議案の議決議案7件は可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、決算特別委員長から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について及び調査日程についてを議題といたします。

まず、本委員会へ調査依頼のあった乙第18号議案及び乙第19号議案の議決議案2件、認定第1号、認定第5号、認定第7号、認定第13号、認定第16号から認定第19号まで、認定第22号及び認定第23号の決算10件を議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算10件については、閉会中に調査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、調査日程について協議した結果、別添調査日程案のとおり

行うことで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

調査日程につきましては、お手元に配付してあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算議案の審査等に関する基本的事項の主な点について説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に当たっては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては決算特別委員会と同様に取り扱うこととしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願2件及び陳情42件とお手元に配付してあります決算事項の調査を含む本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、10月30日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼